

令和2年大崎上島町議会（第1回）定例会会議録（第2号）

1 令和2年3月12日大崎上島町議会定例会が大崎上島町役場に招集された。

2 出席した議員は次のとおりである。

1番	尾 尻 康 二	2番	越 田 賢 一
3番	閑 田 大 祐	4番	浜 田 明 利
5番	水 橋 直 行	6番	森 若 巖
7番	浜 田 幸 造	8番	前 田 太
9番	渡 辺 年 範	10番	道 林 清 隆
11番	上青木 至	12番	信 谷 俊 樹

3 欠席した議員は次のとおりである。

欠席なし

4 会議録署名議員は次のとおりである。

1番	尾 尻 康 二	2番	越 田 賢 一
----	---------	----	---------

5 職務のため会議に出席した職員は次のとおりである。

議会事務局長	川 野 義 彦	書 記	亀 井 成 美
--------	---------	-----	---------

6 地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者は次のとおりである。

町 長	高 田 幸 典	副 町 長	望 月 邦 彦
教 育 長	出 口 一 伸	総務企画課長	山 本 秀 樹
住 民 課 長	石 本 五 十 鈴	会 計 課 長	森 下 哲 成
福 祉 課 長	池 田 真 二	保 健 衛 生 課 長	水 下 泉
地 域 経 営 課 長	坂 田 誠	建 設 課 長	藤 原 通 伸
上 下 水 道 課 長	河 田 昭 司	教 育 課 長	石 田 修 次

7 議事日程及び付議事件は次のとおりである。

第 1 一般質問

第 2 議案第 3号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

第 3 議案第 4号 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例について

第 4 議案第 5号 大崎上島町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について

- 第 5 議案第 6 号 大崎上島町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
- 第 6 議案第 7 号 大崎上島町教育委員会委員の報酬及び費用弁償条例を廃止する条例について
- 第 7 議案第 8 号 大崎上島町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について
- 第 8 議案第 9 号 大崎上島町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 第 9 議案第 10 号 大崎上島町消防団員の定員、任免、服務等に関する条例の一部を改正する条例について
- 第 10 議案第 11 号 大崎上島町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例について
- 第 11 議案第 12 号 大崎上島町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
- 第 12 議案第 13 号 大崎上島町水道事業給水条例の一部を改正する条例について
- 第 13 議案第 14 号 大崎上島町ビーチバレーボールコート条例を廃止する条例について
- 第 14 議案第 15 号 大崎上島町社会体育施設設置条例の一部を改正する条例について
- 第 15 議案第 16 号 大崎上島町過疎地域自立促進計画の一部を変更することについて
- 第 16 議案第 17 号 公の施設の指定管理者の指定について

8 会議の経過は次のとおりである。

午前9時00分 開議

○議長（信谷俊樹君） ただいまの出席議員は12名です。定足数に達していますので、これより令和2年第1回大崎上島町議会定例会第2日目を開催いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元にお配りしたとおりです。

○議長（信谷俊樹君） 日程第1、一般質問を行います。

一般質問は、お手元にお配りしたとおりの通告順に行います。

質問時間は1人1時間以内とし、関連質問は認めないことになっております。

それでは、水橋直行議員の発言を許します。

水橋議員。

○5番（水橋直行君） おはようございます。

新型コロナウイルス感染症対応にいろいろとイベント自粛や施設の閉館などさまざまな対応に迅速にご対応をいただき、まことにありがとうございます。また、町民の不安を取り除けるように、マスコミではほとんど報道されませんが、回復された方等の情報なども含め、正確な情報公開も町のほうからしていただければありがたいと思いますので、よろしくをお願いします。

また、これから議員8人質問させていただきますが、一部報道に見られるような大切な部分を都合のいいようにはしょるとか、都合のいいような歪曲、また都合の悪いことには答えない等、また質問に対してもですけど、都合の悪いことは答えないとかという事由のないような、真摯で正確な討議ができるようお願いして質問に移りたいと思います。

○5番（水橋直行君） 質問内容ですが、町内の道路について質問させていただきたいと思います。

町内の栈橋で車の乗りおりがある栈橋は、垂水港、白水港、大西港、明石港、天満港と5つの港があります。赤字航路になると町からの補助もあることから、企業に対して各航路の分散利用のお願い等もしていると思いますが、それぞれの港のアクセスで大型車両の通行問題があり、なかなか利用しにくい港もある。また、通学、通勤者の安全確保についても問題のある港があると思うが、その道路対応について質問します。

1つ目に、垂水港から白水港にかけて一部道路幅の狭いところがあると思いますが、これについての対応は。

2つ目、大西港から島内に向けて道路幅が狭く、車の履行時、歩行者や自転車の方の回避場所もなく非常に危険だが、これに対する対応は。

3つ目、明石港周辺の道路幅が狭いが、その対応は。

4つ目、大田から天満港までの間のトンネル以降の道路の幅が狭いが、この対応は。

この4点についてどのように今後対応していかれるのか、また時期等もわかれば教えてください。

○議長（信谷俊樹君） 建設課長。

○建設課長（藤原通伸君） 水橋議員の質問にお答えいたします。

1つ目の垂水港から白水港にかけて一部道路幅が狭い箇所があるがこの対応ということについては、道路改良については平成6年から用地買収を開始していますが、残件1件となっています。地権者の反対意思が強いことから、解決策としては事業認定の必要がありますが、交通量の少ない道路の拡幅事業であり、公共性及び緊急性が乏しいとされ、事業認定も困難な状況となっています。しかし、引き続き県と連携を図り、地権者の情報収集に努めてまいります。

そして、2点目の大西港から島内に向いての道路幅が狭く、車の履行時、歩行者や自転車の方の回避場所もなく非常に危険だがこれの対応はということについては、大西港より東に向いては県道大西港線として車道2車線の道路であり、歩道が設置されておられません。このため、十数年前に県道改良の検討を行いました。が、拡幅工事までには至っていない実情があります。それからかなり時間が経過しているということから地元の状況変化があり、拡幅の可能性があると判断されれば、再度県に要望してまいります。

それから、3点目の明石港周辺の道幅が狭いがその対応はということについては、現在大崎上島循環線の明石港区は道路改良中で、この区間が開通することにより明石港前の交通量は減り、危険は低くなると考えております。

そして、4点目の大田から天満港の間のトンネル以降の道路の道幅が狭いがこの対応はということについては、県に対して要望しておりますが、現在大崎上島循環線の天満港区を道路改良中であり、この天満港区完成後に順次工事していく方針であるとのこと。引き続き、県に対して強く要望してまいります。

以上です。

○議長（信谷俊樹君） 水橋議員。

○5番（水橋直行君） それぞれ順次対応もしくは対応中となるという回答をいただきましたが、これ優先順位がもしあれば教えてください。

○議長（信谷俊樹君） 建設課長。

○建設課長（藤原通伸君） 優先順位ということではないんですけれども、並行して進めながら、動きがあったものについて順次推進していくという方針です。

○議長（信谷俊樹君） 水橋議員。

○5番（水橋直行君） 多分全てこれ県道になると思うので、県のほうの要望に当然なってくると思うのですけれども、今の一番最初の垂水、白水や多分大田から天満のところ

もそうだと思うんですけども、買収に結構時間がかかって結構前から一部だけがずっと狭いような状態が続いてると思うんですけども、これは要望した部分だけで、県にそれはやるという意向があった上で動いてもらうのも全て県がやることですか。

○議長（信谷俊樹君） 建設課長。

○建設課長（藤原通伸君） 大崎上島循環線、県道についての用地買収については県がすることになっております。

○議長（信谷俊樹君） 水橋議員。

○5番（水橋直行君） その部分についてですが、県がやることになってるっていう上で、多分これ町のほうも県が全てやる意味じゃなく、当然県の人って島の土地を持つとの方と、顔も名前も知らない人たちを書類上でこの人の土地じゃというのを確認した上で交渉するような形にはなると思うんですけども、顔も名前も知らない人等々と実際に反対、売らないってやりようの人たちと面識のない人間、立場がやりとりをしてもなかなか前には進まない、誤解が生じるようなことも多々あると思うんですけど、せっかく執行部の方、役場の方は島の方が大半ですし、ここにおける議員の人間も町民と町をつなぐための役割として僕らは多分選んでいただいとると思うんですけども、そういう人らあと力を合わせた上で何か買収に対する説得というたらちょっと違うんかもわからんですけども、納得していただいて、ちょっとでも便利になるような動きも合わせてやりゃあいいと思うんですけども、その辺についてはどう思われますか。

○議長（信谷俊樹君） 建設課長。

○建設課長（藤原通伸君） 水橋議員のおっしゃるとおりだと思っております。その点については、私どもも県道と言いながら町内の道路でありますので、建設課また職員は十分協力してっておりますので、これからもそれは継続して協力してまいりたいと思います。

○議長（信谷俊樹君） 水橋議員。

○5番（水橋直行君） その点については、また今後もいろいろ対応をよろしく願います。また、僕らにも必要があればいつでも言ってくれば協力はさせていただきますので、またそれはいつでも言ってください。

あと、大西港から東へ向いて入る道の部分ですが、十数年前に1度話があったということで、これちょうど僕が20年ぐらい前に島へ帰ってきたころにあった話だと思うんですけども、話はずっとあって、結局合併前後ぐらいにはなくなった話だと思うんですがそ

のままの状態。今現状でいうと通勤、通学、通勤の方は意外とあの当時よりふえとると思うんですが、通学の方も変わらず、人数は多少変動はあると思いますけど、通学の方もたくさん通ってる上で、毎朝とか毎夕は大型車の履行だけではなく乗用車や軽の履行も含めてですが、人が歩いとるだけで履行ができない状態にあったり、警察には届けてないような接触事故っていうのも、もしかしたら届けとったんかもわからないですけど、僕が見たときは警察が来てなかったんで届けんかったんじゃなと思っただけかもわからないですけども、軽い接触事故も含めて昨年も僕が見ただけでも2件ほどありました。の中で、実際に歩道等もないですし、逃げる場所も基本的にはないんで、個人の家の庭先にちょこっと逃げる場所まで行って逃げるとかという形で逃げたりはしているんですが、溝がずっとあるので、その溝に向いてはまったりしかねないようなところで、しかも高さが結構ある溝が多いので、落ちた場合にはけがをする。僕も1度だけ血まみれになった人を見たことがありますけど、という場所があったりするんですが、道路をまず広げるだけをするんじゃなく、まず安全優先のもので、前も一応この議会で言わせてもらったことがあると思うんですけど、側溝に溝をつけていく。白水から商船までの間を歩道化して、歩道化できないところは溝をつけて広くしたとかという事例もあると思うんですけども、そういうふうな対応って県も含めて話が必要なのかもわからないんですが、早期対応っていうのは不可能ですか。

○議長（信谷俊樹君） 建設課長。

○建設課長（藤原通伸君） 今ここで県道のことができるできないという判断はできないんですけども、その辺の地域の実情を踏まえて県のほうに要求をして、県と協議を進めてまいります。

○議長（信谷俊樹君） 水橋議員。

○5番（水橋直行君） また、これも危ないところが多々あると思いますので、よろしくをお願いします。

もう一個、道路の広さとは違うんですけども、その今の大西の道路、アグリセンター、農協の施設があると思うんですが、あそこから出る場所ってミラーも何もないんで、朝はよく、ひやっとするような場面を通勤時、僕よく見るんですけども、ああいうミラーと危険箇所に対しての対応っていうのもやっぱり県を絡めにやだめなんですか。

○議長（信谷俊樹君） 建設課長。

○建設課長（藤原通伸君） 今のそのアグリセンターからの出口の話で申しますと、アグ

リセンターから出るということで、アグリセンターがカーブミラーが必要と判断すればアグリセンターが設置すると。もしそれが県の敷地内であれば県と協議をしなきゃいけないということになると思います。

○議長（信谷俊樹君） 水橋議員。

○5番（水橋直行君） ということは、あそこに施設があるということは、町は一切ノータッチで、JAの範囲の話ですということになるんですか。

○議長（信谷俊樹君） 建設課長。

○建設課長（藤原通伸君） 横に町道があると思うんですけども、一旦町道に出ただいて、そこから出るというふうに入出口の制限をしていただければ、その町道からの出口については町の管理になりますので、町が設置することになると思います。

○議長（信谷俊樹君） 水橋議員。

○5番（水橋直行君） アグリセンターと市場の間の道のことでしょね。わかりました。また、地元の人等とも話した上で、また要望があるようじゃなかったらお願いをしたいと思いますので、よろしくお願いします。

もう一点、大田から天満線に関して、あそこもずっと狭いところが長いのと、あそこは大型が通るとか通らんとか、乗用車が通るとか通らんというより、全くの履行のできない道がずっと山道を下つとると思うんですけども、以前まだ建設課長が前の方だったときじゃと思うんですけども、僕がまだ議員になる前の話ですが、この議会でも道路の話題になって、あそこの大田線だけじゃなく、ちょっと離れたとこの里道を使ってももっとええ道ができるんじゃないかという話がこの議会で議論されたことがあると思うんですが、その辺の話って進んでいるんでしょうか。

○議長（信谷俊樹君） 建設課長。

○建設課長（藤原通伸君） その件については前任者から引き継ぎましたけれども、新たな道路をつくるよりも現道を拡幅していくほうが経済的に有利であるし、現実的であるという結論に達して、大田から木江については現道を改良するという方針に固まったと聞いております。

○議長（信谷俊樹君） 水橋議員。

○5番（水橋直行君） 今現状では、ほんなら議論はされてないということでもいいんですね。費用も含めてそうですが、早期な対応が多分これもやっぱりまた必要な部分だとは思

うんですけれども、できるだけ費用も抑えてですが、なるべく早目の対応をしていただきたいと思うのですが、もしこれからの中で今のところがこのままずっとだめじゃって言うようなときには対案はやっぱ必要だと思うんですけれども、固まった話なのでそんな違う話はないと思ったほうがいいですか。それとも、まだ柔軟なところは残った部分での話の今現状が決まるとるという理解でいいんでしょうか。

○議長（信谷俊樹君） 建設課長。

○建設課長（藤原通伸君） 当時、検討しておりますので、よほどの社会情勢が変わらない限りはこのまま行くと考えております。

○議長（信谷俊樹君） 水橋議員。

○5番（水橋直行君） なら見込みとしてですけれども、今の道路っていつごろできる予定でしょうか。

○議長（信谷俊樹君） 建設課長。

○建設課長（藤原通伸君） 今の道路について、大々的な改良については地権者のこともあるので見通しは立っておりません。ただ、一部再生改良という事業があるんですけれども、その事業について信号機から上に向かって少しずつ広げているというのが現状ですから、いつごろ全部広がるっていうのはまだ全然今のところ見通しはありません。

○議長（信谷俊樹君） 水橋議員。

○5番（水橋直行君） わかりました。

道路に関して質問をいろいろさせていただいたんですが、僕個人も過剰に道路をつくりゃええとはさらさら思っていないですし、無駄なところは必要ないと思うんですが、自然な景観を損なわない程度に、よりまた便利で安全な道路にした上で企業に対して要望をする上で、今のままでは仕事として使えない道路しか島をぐるっと循環させてない状態で、また間は天満を抜けるところとかもそうですけど、企業に使ってくれといってもそこまで大型車が行けないようなところを使ってくれというっていうのも変な話ですし、これから島の人口って高齢者社会になって減っていく、自然減がどんどん顕著に見えてきている状態で、これからも企業誘致したり、もっと定住促進に励んだりする上で最低限必要な部分の道路というのは、安全に便利に使える程度の道路というのは必要だと思いますので、循環線も含めて協議会等をつくるとか、いろんな知恵を絞るようなこともしながらですが、早期な対応、安全な道路で安心して暮らせるような道路対応をしていただきたいということをお願いして、質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

○議長（信谷俊樹君） これで水橋直行議員の一般質問を終わります。

続いて、上青木 至議員の発言を許します。

上青木議員。

○11番（上青木 至君） おはようございます。

きょうは4点ほど質問をさせていただきます。

まず最初に、県道、町道、農道の維持管理についてでございます。

日ごろ町民が利用しております県道、町道、農道について私が何度も指摘しておりますが、道路に出ている雑木、落石、落ち葉、溝にごみが詰まっております。道路に穴があいている、道路標識が曲がり道路部分に出ている、白線が消えているなど改善されておられません。

県道は、竹原市の業者が週1回町内をトラックで3人がパトロールして、悪ければレミファルトで補修、ごみを回収、補修が多ければ後日工事するなどの対応をしております。それでも十分ではありません。ごみ焼却場横の溝の泥などが蓄積し、大雨時には水路があふれ、道路に多くの水が流れております。それが現状でございます。週1回のパトロール以外でわからない部分はどうしているのか。

我が町の町道、農道の維持管理は、町内の土木業者とでどのような契約でどのように実施しているのか。

先ほども言いましたけれども、県道、町道、農道については、道路に出ている雑木、落石、落ち葉、溝に詰まったごみ、道路に穴があいている、道路標識が曲がっている、白線が消えているなど改善されていませんが、大西地区のN建設倉庫横の竹林や本郷地区のK農園の竹林は数カ月電話線に竹が寄り添っておりましたが、誰も補修しておりませんでした。町広報で民地の雑木の整理を1度周知しておりますが、もっと具体的に所有者に竹が倒れないように伐採やワイヤーの設置などを具体的に周知すべきでは。

また、道路の高さの確保については、道路交通法にのっとりた高さを確保すべきではないかと思いますが、この点について答弁をお願いします。

○議長（信谷俊樹君） 建設課長。

○建設課長（藤原通伸君） 上青木議員の質問にお答えします。

週1回のパトロールでわからない県道の維持管理はどうしているのかっていうことですが、週1回のパトロールで発見できないものについては役場職員のパトロールや住民通報により維持管理をしているところです。年間実績としては、県道36キロに対し道

路除草で11キロ、それから側溝清掃2キロ、舗装補修3,000平米程度をしております。その他、陥没箇所をふた板の交換等を実施しているところです。

そして、2点目の町道、農道の維持管理はどのような契約でどのように実施しているのかについて、町道、農道の維持管理契約は区域区分として旧町の3区分、そして道路の種別ごとに町道と農道の2つに分け、合計6契約に分けて委託契約しています。実施については、各区長からの要望、それから建設課の職員パトロール、または住民からの通報により対応しておりますが、側溝清掃など同時期に必要となるため、実施までの時間を要するものがありますので、通行に支障となるものなど優先順位をつけ順次実施しています。

そして、3点目の私有地の雑木の整理を所有者に対して周知すべきでは、また4点目の道路交通法にのっとった高さを確保すべきではということについては、支障木については、車道では道路構造令で高さ4.5メートル以上確保することと規定されていることから、本町においては5メートルの高さで伐採することにしてあります。私有地については、個別に伐採を依頼するなどしていますが、住民意識の啓発など必要と考えていますので、再度町広報紙等で周知してまいります。

以上です。

○議長（信谷俊樹君） 上青木議員。

○11番（上青木 至君） 課長の答弁では、職員が週1回パトロールをしておるとお答えになりましたけれども、週1回パトロールしておるんであれば、私は性格悪いんで、昨晚もパトロールしました。そうすると途中で議長の信谷議員にお会いしましたけれども、決して週1回でパトロール行っているような現状ではありません。側溝が87メートル、全部埋まっております。1週間で埋まるわけないんです。週1回のパトロールをやっておれば改善できるはずなんですけども。広島県は、週に1回のパトロールをしておりますけれども、それでも原田のクリーンセンターの横のように、パトロールをしても大雨にならないとわからないこともあります。一々車からおりて確認するわけじゃございません。乗車したままただ通るわけです。それで確認できるわけないんです。そこで、町は町道、農道はいつ、何回、どのようなときにパトロールをしているのでしょうか、お聞きします。

○議長（信谷俊樹君） 建設課長。

○建設課長（藤原通伸君） 町道については、幹線道路については職員が現場へ行く際に

パトロールということで実施をして、それを今建設課のほうに台帳があるんですけども、それに記載しております。

○議長（信谷俊樹君） 上青木議員。

○11番（上青木 至君） それでは、町道に対する町民の気持ちです。すごく疑問を抱いております。やってくれるんだろうか、どうなんだろうかって。これ私、2年も3年も前になりますけれども、町道の上の雑木あたり、いつ切りますかって。業者に言っております、業者と契約しておりますんでそのうちに切ってくれるでしょうって2年過ぎました。3年目に入ります。そういう現状を課長はどう捉えておられますか。

○議長（信谷俊樹君） 建設課長。

○建設課長（藤原通伸君） 要望からタイムラグがあるっていうのは大変申しわけなく思っております。ただ、町道についても通行に本当に支障になるものについては、緊急のものについては職員等も出て竹を切ったりということもしております。通行どめが長期間及ぶような箇所がないように努力をしておりますので、ご理解をお願いいたします。

○議長（信谷俊樹君） 上青木議員。

○11番（上青木 至君） 以前、建設課長に指摘をしましたが、沖浦本郷線において面積60平方センチメートル、深さ3センチの舗装が剥がれている。3カ月間、補修などありませんでした。現在、落石防止ネット工事が進んでおりますけれども、昨晚も私が走ってみますと、大小さまざまな落石がありました。1月の強風時には太さ20センチの倒木が落下しておりました。たまたま私がそこを通りかかりましたんで、ちょうどトンネルの入り口です。撤去をいたしました。昨晚も私が通りましたら、トンネルの入り口にカズラに巻きついた枯れ木が、これ長さ3メートルです。入り口にぶら下がってるわけです。週1回パトロールをしておれば撤去できるはずなんです。私は1カ月前にもそこを通りました。自分の手では足りませんので、どうすることもできません。課長、1カ月前に私が通ったそのまま現状のままなんですけど、週1回のパトロール、確実に行ってらっしゃるか。

○議長（信谷俊樹君） 建設課長。

○建設課長（藤原通伸君） 町道については全体延長が非常に長く、160キロ、170キロほどあります。それを週に1回全てできるのかっていうと、それは現実的に不可能なので、幹線道路について現場へ行くとき職員が見回ってるという状況です。その週1回全て回ることよりも現実的な対応としては、地域住民の方の通報により対処していくという

ような現実的な対応をとっておりますので、その点のご理解をお願いいたします。

○議長（信谷俊樹君） 上青木議員。

○11番（上青木 至君） 先ほども言いましたけど、80メートル余りの側溝が埋まっている。これは火葬場に行く途中でございますけれども、葬儀があるたびにあっこを車が大変通るわけですよ、バスも通ります。マイクロバスも通ります、自家用車も通ります。何かあってからでは遅いと思いますんで、週に1回、全部一遍に回れないにしても重点地区を設定して徹底的にやっていただきたい。無理だったら無理と言ってください。週に1回行っておりますっていうのは答えになってないでしょ。計画を持ってやっていただきたい、このように思います。

トンネルの出入り口にぶら下がってる、まず撤去してください。90メートルに近い側溝が埋まってる、これも早急に撤去するべきではないかと思えます。梅雨までにやるべきではないかと思えますが、できますか、どうですか。パトロールをまずお願いをして、確認をしていただきたいと思えますけれども、どうですか。

○議長（信谷俊樹君） 建設課長。

○建設課長（藤原通伸君） 至急パトロールをして現地を確認します。そして、委託業者もおりますので、掃除については実施いたします。

○議長（信谷俊樹君） 上青木議員。

○11番（上青木 至君） 次に、白水港そばで住民が溝の段差でけがをされましたことがありますね。白水港の側溝の補修、これは溝がもともと必要なかったのではないかとと思うんですが、それによって白水区の櫛伝馬の倉庫、数年前に移転しましたがけれども、倉庫の建設後に設計どおりではなく船が底をつき、木のスロープを増設しました。そのスロープは自動車に踏まれ、改修を余儀なくしております。今回のけがによる改修時に段差があり、また町民がけがをしそうなスロープを改善しなかったのか。業者に聞くと、わずか1万円程度で改善できると言っておりましたけども。そして、また多くの職員が港を利用している。しかし、誰ひとりとしてその段差を指摘する人はいなかった。町民がけがをしなると行政っていうものは動かないですか。

○議長（信谷俊樹君） 上青木議員、今の質問については関連性があるんで、関連質問はアウトということになっとなんで、ちょっと言葉を変えて質問するか、やめてください。どっちかにしてください。

○11番（上青木 至君） 関連性がないというのであれば、これは下げてください。取

り下げます。

○議長（信谷俊樹君） わかりました。

上青木議員。

○11番（上青木 至君） それでは、関連しております。ジュンテンドー前の道路標識が車に当てられ、これも県道に傾いておりましたけど、警察は数カ月前から知っておりましたと。しかし、公安委員会から指示がないと修理ができませんと。この問題も職員も知っております。警察も知っております、町も知っております。しかし、港湾施設を管理する警察がどうすることもできませんって、ちょっと待ってくださいって言われましたけれども、この対応について行政も時間がかかり過ぎと私は思いました。そして、役場のほうに連絡をしましたところ、公安委員会の管轄なんで時間がかかりますと答弁がありましたけれども、警察に言いましたら即動いてもらえました。その辺をもう少し的確に動いてもらえれば早く対応できたのではないかと思います。

そして、沖浦地区、これは空き家の塀なんですけれども、ブロック塀が倒れかかっています。これは通学路でもあります。大阪で生徒が地震で亡くなった。塀が倒れかかって、その下敷きになって亡くなったってこういう事例もございます。もう少しパトロール中に空き家あたりがあれば、そういった箇所も十分に点検され、事故のないように対応をしていただきたいと思います。

この件はこれで終了いたします。

○議長（信谷俊樹君） 上青木議員。

○11番（上青木 至君） 続きまして、子育て支援についてお伺いします。

少子化が進み、国は保育料や高校の授業料無償化などが進んでいます。大崎上島町でも、妊婦の交通費14回、車の交通費を出しております。また、児童の医療費補助も県と連動して補助金を出しております。

今ある大崎上島町の子育て支援制度について。

子育て支援手当は、町が独自で行っている児童手当とは別に、就学前の乳幼児一人につき5,000円を支給しております。

妊婦健康診査交通費助成についてですが、大崎上島町には産婦人科がありません。島外の病院へ健診のために通院する場合、妊婦健診14回の費用と交通費の一部を助成しております。

マタニティスクールについては、妊娠、出産、産後の不安解消や仲間づくりを目的

に、妊婦、配偶者を対象に行っております。

新生児、乳児訪問については、赤ちゃんと産後のお母さんの健康チェックのため、町の保健師が赤ちゃん用の体重計を持参して訪問し、子育てや健康について相談を受けております。

乳児等医療費の助成では、ゼロ歳から中学校卒業までの乳児等が受けた医療費の自己負担分から一部負担金を除いた額を助成しております。所得制限があり、1回500円。1カ月当たり1医療機関において入院14日まで、通院4日までとなっております。

予防接種券による個別接種の対象の予防接種は、BCG、4種混合、麻疹風疹、日本脳炎、3種混合、不活性ポリオ、ヒブ感染症、小児の肺炎球菌感染症、ヒトパピローマウイルスワクチン、子宮頸がんの予防ワクチンでございます。

就学援助制度についてですが、要保護及び準要保護児童・生徒費を助成では、経済的理由によって就学困難と認められる児童または生徒の保護者に対して、学用品等の就学に要する経費の一部を所得等の実情に応じて助成しております。申請などは学校を通して行います。これに加え、町長は来年度の所信表明の中で、子育て支援において、木江支所に設置した母子包括支援センターを中心施設とし、安心して子育てのできる取り組みを進めると。町独自の施策の子育て支援手当、児童教育・保育における給食費の無償化の継続。障害者福祉で旧大崎幼稚園の改修を行い、放課後デイサービス事業を試行し、障害を持った人が島外へ通所したり通勤する場合の交通費助成制度の新設などを提案しております。

県内では給食費や大学生の医療費など無料化をしておりますが、県内の町で子育て支援が一番進んでいるところはどこで、何に対し、どのように助成して、その金額と大崎上島町との比較はどうか。

妊婦の健診では現在の14回以外にかかる場合、ガソリン代の補助、高校生までの医療費、給食費、中学校制服の補助など、町として子育て支援を拡大していくお考えはありますか。

以上、お伺いします。

○議長（信谷俊樹君） 福祉課長。

○福祉課長（池田真二君） 上青木議員の質問にお答えします。

本町では、子供と子育て家庭に優しい環境づくりを目指し、児童福祉の向上に取り組んでおります。質問の県内の町で子育て支援が一番進んでいるところはどこで、何に対し、どのように補助し、その金額と大崎上島町との比較はどうかということですが、県内には

23の市町がありますが、それぞれ地域の特性があり、気候や風土、交通、人口規模、産業など生活環境が異なり、他市町との比較は難しいと考えております。

次に、妊婦の健診で現在の14回以外にかかる場合やガソリン代の補助の拡大については、既に母子手帳に記録された妊婦健診に対して14回以上の健診についても交通費を助成しています。

また、高校生までの医療費、給食費、中学校制服の補助など、町として子育て支援を拡大していく考えはないのかとの質問ですが、乳幼児医療費の助成については県の制度に上乘せし、町単独事業で小学生から中学生まで拡大し、助成しています。今後、諸般の状況を鑑みながら支援の拡大について検討してまいります。

以上です。

○議長（信谷俊樹君） 上青木議員。

○11番（上青木 至君） 課長の説明をいただきましたけれども、全国で先進医療費補助金の実施自治体。22歳年度末、大学、専門学校生まで入院、通院医療費が無料というのが北海道南富良野町。18歳年度末まで入院、通院医療費が無料というのが福島県全域、東京都千代田区、日の出町、奥多摩町。15歳年度末まで入院、通院医療費が無料というのが静岡県全域、東京都全域、埼玉県全域、群馬全域、兵庫全域、鳥取全域。

そして、出産祝い金を支給してくれる自治体が東京都日の出町は出産1回につき3万円の祝い金、茨城県の大宮、3子から5万円、栃木県大田原市では3子から10万円の祝い金、兵庫県相生は出産1回につき5万円の祝い金、北海道池田町は1子、2子までは15万円、3子から20万円、4子からは40万円の祝い金などが支給されております。松前町では第1子では20万円、2子では30万円、3子以降50万円の祝い金。

そして、給食費を補助してくれる自治体、給食費無料の自治体が東京都奥多摩、埼玉小鹿野町、栃木県大田原、群馬県南牧村、兵庫県相生、以上です。給食費一部の補助の自治体、子供3人目については給食費は補助するがというのが東京都葛飾、神奈川大和、群馬の相生、山梨南アルプス市、石川七尾市など。

そして、24時間保育園、新潟の上越市、神奈川の横浜、保護者が病気や介護などで緊急または一時的に保育することができない8週間から小学校就学前までの乳幼児を24時間見てくれます。いつでも誰でも困ったときに安心して預けられる保育園として市民に浸透しております。

そして、島根県邑南町では、子育て世代の経済的負担の軽減、環境整備などの側面か

ら、子育て世代が住みやすい町を目指し、さまざまな取り組みを行っています。子供に関する取り組みでは、主なものは4つほどありますけれども、第1、第2子以降の保育料の無料化、2番目、保育所給食費の無料化、保育所に看護師が常駐しております。中学校卒業までの医療費の無償化などがございます。ほかにも子育て支援センターの充実や一時預かりの支援にも力を入れているなど、シングルマザーに優しい町となっております。子供の医療費の無料化を行っている自治体は多いですが、保育所に関する取り組みは全国でも珍しい取り組みと言えます。また、これからママになる方に向けて、1、妊婦健診16回まで無料化、2、一般不妊治療費助成などの支援が行われております。また、Iターン、Uターンする方のためにもさまざまな取り組みを行っています。例えば、自治体が積極的にIターン、Uターン希望者の方の住宅を提供する就職先のあっせんなどにも力を入れています。その取り組みのおかげで邑南町の出生率は2.65という数字となっております。東京の1.1と比べてみると一目瞭然であります。全国的に見ても高い数字となっております。

妊婦の補助も十数年前から改善はありません。14回の法定健診以外の受診される方、ガソリン代の交通費助成、高い制服の補助、医療費の補助拡大等を積極的に行うべきではないかと思えます。参考としまして、小学校、中学校、高校の制服の金額を調べました。最低限、小学校入学時には1万8,000円から2万円、これは最低です。これとこれとこれは必ず要するというそういったものの金額です。中学校の場合、約10万円。これは自転車などは含まれておりません。制服、体操着、シューズ、ネクタイ、カッターシャツなどで10万円ほどかかります。海星高校に関しても6万円から7万円ぐらいかかるわけです。こうすると、中学校、高校が同時に入学する場合、固まったお金が必要になっております。毎月育児手当であるとか児童手当であるとか支給するのも結構でございますが、こういった入学時に制服に関して幾らかでも補助をしようというお考えはありませんか、お伺いします。

○議長（信谷俊樹君） 町長。

○町長（高田幸典君） 全国においては、それぞれの自治体の財政状況等々、その自治体の立地環境も踏まえてさまざまな子育て支援がされているというのは承知をいたしておりますし、私たちの町には上青木議員もおっしゃられるように就学前の子供1人につき毎月5,000円の子ども手当、これは余り他の自治体ではやってない取り組みもいたしておりますし、就学前の幼稚園、保育所の子供の子育て支援として、無償化に伴い給食費の支

援ということもさせていただいております。

全国の自治体においては、それぞれ狙いがあるわけですが、支援について。今、そういったことは、例えば近隣に通勤範囲のある自治体が特にそういう施策をして、若い世帯を取り込もうというような狙いがあるところが多いです。

私たちの町では、やはり子育てというのは給付金だけではなくて子供をどういうふうにするかという義務教育の充実、就学前教育の充実も含めてトータルで考えなきゃならないというふうで考えております。私たちの町では、小学校においてはALTを各校に1人、これも広島県ではほかにやってないと思います。そういった教育の充実というのもしっかりやっておりますし、そういった義務教育においても子供の学力という面では成果を上げている。そして、高校の魅力化においては公営塾をつくって支援をさせていただく。そういったことをトータルで子育て支援というのは考えていかなければならないというふうで考えております。

また、先ほどおっしゃったような個別の補助については、財政面とかいろんな諸般の状況を考えながらこれからも検討してまいりたいと思っております。

○議長（信谷俊樹君） 上青木議員。

○11番（上青木 至君） 町長にお答えいただきましたけれども、財政面を考えて対応できる限り努力をしてやっていただきたいと思っております。

○議長（信谷俊樹君） 上青木議員。

○11番（上青木 至君） 続きまして、竹原港有料化について質問いたします。

新聞報道では、竹原市が12月から港の駐車場を有料化する計画が掲載されておりました。4年前も検討案が出ました。現在ある駐車場は、砂の荷揚げ場が二十数年前、三井金属横に移転しましたことにより、ある人が県議会議員に要望して設置ができました。その後、海の駅ができて狭くなり、セブンイレブンの北に駐車場が拡大されました。現在の駐車場は、利用者のモラルの悪さで4台から5台放置されておる自動車がある、枠外駐車での特に真ん中に三、四台駐車している、これは常駐であります。

竹原市の財政事情もありますけれども、島内外利用者の使用料を取ることは観光客にも悪影響を与えます。ましてや料金バー設置に2台約1,000万円、管理費が年に100万円かかるとおられます。市が収益を得るところか財政悪化につながるとおられます。駐車場の適正管理やとめ方の改善を提案すべきではないかと思っておりますが、これについて答弁をお願いします。

○議長（信谷俊樹君） 副町長。

○副町長（望月邦彦君） 上青木議員の質問にお答えします。

竹原港駐車場の有料化については、竹原港駐車場及び北崎市営住宅跡地の臨時駐車場において、先ほど上青木議員もおっしゃられたように長期占用車両や放置車両が後を絶たないなど管理不全が常態化している状況にあり、これに対応するため、管理の充実、徹底と安全で快適な施設利用のための方策を検討している旨の説明を竹原市のほうから受けております。

検討の方向性といしましては、2カ所の駐車場に区画線等の表示や路面舗装を行い、民間のノウハウを活用しながら有料化し運営を行うもので、現在本町の通勤者など及び来島者にとって車両等の置き場所がわかりにくい状態となっておりますが、これにより置き場所がわかりやすく、確実に駐車できることが期待されております。

今後等のスケジュール案としては、今後駐車場運営実績のある事業者からヒアリングを実施の後、補正予算に計上、事業者の公募、工事を実施し、本年12月から供用開始予定とすると伺っております。

竹原市が竹原市の財産を市の予算により竹原港駐車場等を整備することについては、本町が直接意見を行うことは適切ではないと存じますが、適正な料金の設定、本町住民また観光客等の配慮について申し入れをしているところでございます。現時点で事業の内容を竹原市が検討中であり、詳細が示されておられません、今後の進捗状況等についても竹原市のほうから説明されることとなっておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

以上です。

○議長（信谷俊樹君） 上青木議員。

○11番（上青木 至君） それでは、参考に皆様、タブレットにありますけれども、この画面です。これを見ていただきますと赤い場所、右手の細長い場所ですけれども、これは駐輪場です。常時四、五台の自転車しかありません。先般も議員研修のときに議員さんにも声かけをして確認するようになっていって確認してもらいましたけれども、ここがまずいっぱいになることはございません。大体4台から5台の自転車の駐輪です。そして、その真ん中辺に見えますのが個人の私有地ですけれども、この私有地に関して上島町に対して使ってもいいですよって言ったにもかかわらず一向に使おうという気がなかったと。だから、今現在ほったらかしにしとるというようなお声を聞きました。そして、一番下の長いところ、これは公園になっておりますけれども、果たしてこの公園が必要なかどうか。

そして、左上、これも私有地です。交渉次第で駐車場として使用可能。そうすると、30台から40台の車が駐車可能な面積なんです。こういったところも竹原市と協議する中で組み込んで協議をしてもらって、改善をしていただきたい。島内外からあそこで気持ちよく、誰でもいつでも駐車できるような駐車場、それを目指していただきたいと思います。

それで、この質問は終わります。

○議長（信谷俊樹君） 上青木議員。

○11番（上青木 至君） 最後になりますけれども、町の処分場についてでございます。

現在、町の処分場は大串地区に搬入しておりますが、あと数年で満杯になりそうです。県や町の工事を考え、あと何年対応できるのか。また、近年の大雨などの対応等も踏まえ、新たに処分場を検討すべきではないかと思いますが、これについて回答をお願いします。

○議長（信谷俊樹君） 総務企画課長。

○総務企画課長（山本秀樹君） 上青木議員の質問にお答えします。

ご質問の大串干拓地残土処分場は、近年の土砂災害や大型公共工事の残土受け入れにより、ご指摘のとおり満杯に近い状態となっており、今後の受け入れ可能土量は2,000立米程度と想定しております。現在、平成29年度から県営事業として執行中の県道大崎上島循環線改良工事において、路体部分のほか裁可盛り土部分に建設残土を搬入し処分を行っており、今後の受け入れ可能土量は路体部分、裁可盛り土部分を合わせて2,500立米程度と想定しております。今後、大串干拓地残土処分場及び県道大崎上島循環線改良工事部において、多量の建設残土の受け入れが見込めないことから、早急に次期残土処分地の確保を図る必要があると考えております。あわせて、民間での処分も含め残土処分の新しい手法を検討してまいります。

以上です。

○議長（信谷俊樹君） 上青木議員。

○11番（上青木 至君） 今、総務企画課長が答弁してくれましたけれども、単純に見てもまず500立米オーバー、これから幾ら、どこで、どのような災害が起きるともわかりません。それを踏まえて早急に新たな処分場を確保し、検討していただきたいと思います。

これで私の質問を終わります。

○議長（信谷俊樹君） これで上青木 至議員の一般質問を終わります。

次に、前田 太議員の発言を許します。

前田 太議員。

○8番（前田 太君） 白熱した質問が2名続きました。私はシンプルに参りたいと思いますが、私の質問は定住促進とは何かという質問でございます。

日本社会全体が一部の自治体を除いて人口減少に転じております。そのような情勢の中での定住促進とは定住人口の奪い合いであり、パイの奪い合いのようなものです。その困難な仕事は、都道府県ではなく基礎自治体である市町村が担うものであると認識しております。多くの自治体にとって人口減少問題は切実な課題であり、安定した行政運営と行政サービスの提供、活気ある住民の生活にかかわる重大な項目であります。とはいえ、行政サービスに大きな差はなく、他団体との行政サービスの差異を創出しアピールすることで、いかにして住民を定住させるのか、いかにして外から人を呼び込むのかといった定住促進策に生き残りをかけた基礎自治体独自の知恵が求められているように考察するものであります。

私は、かつての一般質問において大串干拓地の活用を成長エンジンにするべきであるとして、法務関連施設、防衛関連施設、原子力関連施設の誘致も選択肢であるとしてきました。もちろん極論に近いものですが、そのくらいの覚悟を持つべきであるとの思いでありました。幸い大串干拓地は広島叡智学園、メガソーラー発電所など利活用が進み、県内外からも注視されるに至りました。

人はあっても住むに家なくではお話にならず、定住促進のための住宅整備も必要で、町も有利な財源の確保に努めながら取り組んできたことは一定の評価をするものですが、また叡智学園の便宜を図ったのではないのかなどの批判の対象ともなりました。このことは新聞にも取り上げられて、町民にもかなり問題意識を持たれているのではないかと思います。新聞の役目としては、社会の木鐸という言葉がございます。木鐸というのは、昔中国で新しいおふれが出たときにハンドベルのような鈴を鳴らす中に鈴の中にある木、それを木鐸と言ったそうで、人々に広く知らしめるというそういう意味もございます。社会の公器であるとの言い方もあります。しかし、水橋議員が冒頭述べられたように、書き方一つでは人々のとりようはさまざまになってまいります。ちょっとそれでしたので、戻ります。

定住促進とは何か。まずは現在居住する町民の生活向上が基本で、その上でこそ定住が

あり、さらには永住があると思います。集まり散じて人は変われどとある校歌の一節がありますが、学園の存続と歴史はそこにあります。出入りはあっても一定の人口が居住することには大きな価値と意味があるように考えます。

大崎上島町という行政主体の首長であり行政庁である町長は、定住促進をどのように捉え、どのように推進していくのか。批判に対してどのように答えられるのか伺います。よろしく申し上げます。

○議長（信谷俊樹君） 町長。

○町長（高田幸典君） 定住促進をどのように捉えて、どのように推進していくのかということでございます。

定住促進という言葉は、最近どこの自治体でも使われておりますけども、少しそれぞれの自治体によってニュアンス、考え方は違うんじゃないかなというふうに思っております。前田議員が質問されたことを機に私も定住促進とは何ぞやというふうに考えておりましたけども、定住促進というのは全てが定住促進策であるというのは間違いがないというふうに思います。ですから、おっしゃられるように今住んでおられる方の福祉の向上っていうのも大きな、それが大きなものを占めているといっても間違いはないというふうに思います。

また一方で、私たちの町の人口推計、国の機関が3年ほど前でしたかやられておりましたけども、今のまま特別新しい施策を打たなければ2060年には3,000人余りになるという推計をされております。町の住民の福祉施策だけをやっておって人口が仮に3,000人になったときに、さまざまな生活に影響が出てくるというのは間違いがないと思うんです。いろんな医療機関も今の数があるのか、今の航路の数も維持ができるのかっていうことも含めたときに、当然外から人口も引っ張ってこなきゃ住民の今の福祉の維持というのは大変難しいというのも現実であります。そういった中で、住民の福祉の向上ももちろん図りますけども、町外から人を呼んでくる施策も当然必要であるというふうに思います。

そういった中で、町外から人を呼んでくるときに、例えば企業誘致をしたときに、全国の自治体は企業誘致を一生懸命やっています。より有利な状況がないと企業はやってまいりません。例えば、広島市におきますと、最近は高層マンションがいっぱいできて、幾ら企業が来てもそこに民間がどんどんどん居住するアパートを建てている状況があります。私たちの町は、そういった状況はなかなか厳しい。民間が建設をして、その受け皿を

するというのは難しいんだろうと思います。

私たちの町がこれからも企業誘致であるとか学校誘致もあるかもわかりませんが、そうしたときにはいじゃあ居住地はどうするんかと、そこを抜きに私たちの町の発展というのはないだろうなというふうに思います。民間がそういう役割が果たせないとするところだとどこが役割を担うんかという、当然今の現状では行政が担わなきゃならんというふうに私は思っております。そういったときに知恵を使って、前田議員もおっしゃられるように有利な財源をどっから持ってきてそういう環境を整えるかというのは我々の大きな課題であるというふうに思います。その財源を引っ張ってくるのに違法な方法で引っ張ってくるというのはそれはできないわけですから、より合法的な形の中でいい財源を引っ張ってきて、そういう環境を整えて、そして人口の増を図るといのは我々離島であり過疎である町にとって大変重要なことであるというふうに思っておるところであります。これからもそういったことは町のずっと永久の課題といってもいいと思いますけども、しっかり知恵を使いながら取り組んでまいりたいというふうに思っております。

○議長（信谷俊樹君） 前田議員。

○8番（前田 太君） 丁寧なご答弁ありがとうございます。

先ほど町長ご答弁の中で、全ての施策、これが定住促進につながる。これは随分前の一般質問で私自身もそのように申し上げたこともあります。整理して、もう一度確認させていただきます。

定住促進の理想の形の一つですが、この町に愛着を持って、この町をついの住みかとして生活する人を確保すること、そういった人を呼び込んで住んでいただくことにあるように思います。さらには、住民である我々が見落としていた視点から新たな文化や人脈を築いていただくことがあれば幸いなことであろうかと考えております。一方では、一般的な定住という概念に一致するかはともかく、転入、転出はあっても、そこで生活する人がいるということは、そこで何らかの経済的な価値が創出されるという側面がございます。生産的な世代の方々を一定数維持、確保することも町の発展に欠かせない要素ではないかということです。

問題も考えられます。地域住民の新たなメンバーとして、コミュニティーの一員として融和していただけるのか、そこの定住促進住宅が浮いた場所にならないのか、転入者が優遇されているとの不満が出ないのか、そもそも制度的な問題は一切ないのか。先ほど、これ町長はご答弁の中で述べられておりましたが、そのような視点を再度整理しての

ご答弁をお願いします。

○議長（信谷俊樹君） 町長。

○町長（高田幸典君） これから町外から住民が、今もかなり学校等々で入ってこられています。その方が、地域の住民と乖離をするということでは、一つの町として一体性が保ってないということがあります。今の学校においては、地域に積極的に向かい出すというような形で方針を立てておられます。これからますますそういったことの中で交流も盛んになっていくのではないかと思いますけども、私たちの町の住民がこれから考えていかなければならないのは、今までは島に住んでおられる方が親しくやってきたんですけども、これから将来に向かっては外からもいろんな方が定住でなくても交流も含めて入ってこられます。そういった中で、寛容な心を持って接するというような形の中の成長を住民もしていただかなければ、なかなか大崎上島町がこれから持続的に発展していくことは難しいのかなというふうに思っております。また、町のほうも、そういった住民が一体となるような事業展開というものをしっかり取り組んでまいりたいというふうに思っております。

それから、前田議員の最後のところに、批判に対してどのように答えられるのか伺いますということが書かれておりますけども、定住促進住宅には8億円余りを投じたわけです。しかしながら、この中で実質的な町の負担は4億円でありますけども、学校が生徒がどんどんふえてくる、先生もふえてくる。生徒は最終的には300人になりますけども先生が20人程度、これ私も精査しておりませんが仮に20名ですと320人になると、地方交付税として毎年8,000万円が国から来るということになりますので、4億円の当初負担は投資にはしてありますが、これは必ずそういう地方交付税という国からの交付金で返ってくるのは間違いがないわけですし、この費用対効果というのはある施策であるというふうに私は思っております。

こういったことについては、行政懇談会においても主張してまいりましたが、出席者が多くの住民がいらしたというわけではないので、事あるごとに、そういった財政面においてもしっかり町にメリットがあるんだよということをこれからも説明をしてまいりたいというふうに思っております。

○議長（信谷俊樹君） 前田議員。

○8番（前田 太君） おっしゃられるとおり、叡智学園一つとりましても、商船高専をとりましても、そこに居住する人がいるということは、先ほど申された交付税、交付金、

それらに大きく寄与していく部分でもございます。どうしても批判的な部分と賛同的な部分との見方で町民は見ていると思います。今おっしゃられたように周知をなお一層進め、また町のためになることであることをどんどんアナウンスもし、また謙虚に耳を傾けて反映していただけたらと提言して、私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（信谷俊樹君） これで前田 太議員の一般質問を終わります。

暫時休憩をいたします。

10時30分から再開いたします。

午前10時19分 休憩

午前10時30分 再開

○議長（信谷俊樹君） 休憩を解いて会議を再開いたします。

次に、渡辺年範議員の発言を許します。

渡辺議員。

○9番（渡辺年範君） きょうは3点ほど質問させていただきます。

これは市長の施政方針演説の中において、ちょっと気になる施策3点、内容的に具体的にどんな施策なのかをお伺いしていきたいと思います。

まず最初に、島スクールについて。

教育の島構想の一環として、島スクールを開催し、町民の生涯学習を促進するとあるが、具体的にどのようなことをするのか。従来の公民館活動を通しての生涯学習とどのような違いがあるのかお伺いします。

○議長（信谷俊樹君） 総務企画課長。

○総務企画課長（山本秀樹君） 渡辺議員の質問にお答えします。

島スクール事業は、町民の学習機会の充実を図り、若年層の流出を抑制するため、島にいながら島外企業や大学等の講師陣による講義を受講できる環境を整備する事業です。具体的には、島外の大学、企業に属する講師との対面講義、または島内の受講会場とオンラインで接続し、双方向リアルタイム配信による講義を行います。講義は1回当たり2時間から3時間を考えており、月1回のペースで全8回程度の開催を予定しております。また、一方的に講義を聴講するだけでなく、受講生が学びたいこと、やりたいことに到達するためのアクションプランを作成し、このアクションプラン実現に必要なスキルを講師や大学、企業などがサポートしていきます。受講対象は全町民ですけれども、今は高校生以上

を考えております。受講対象は全町民でございますが、希望者は全員受講できる形を考えておりますけれども、講義期間が長期に及びますので、受講生は10名から20名程度になるものではないかと想定しております。

生涯学習の充実という点では、従来の公民館活動に通ずる部分もございますが、講師陣が遠方の大学、企業の関係者で構築される点が特徴であり、ふだんは接点の少ない最先端技術を持つ企業や、特定分野の専門家による講義を受講することができます。

事業費の主な内訳は、年間プログラムの作成委託など502万円程度、現地スタッフの person 費、会場運営費などに118万円程度、専門家によるプログラムの評価に56万円程度、予算規模、事業費合計は全部で825万2,000円となっており、全額国の交付金を充当する予定です。

以上です。

○議長（信谷俊樹君） 渡辺議員。

○9番（渡辺年範君） 公民館活動との違いがはっきりわかりました。具体的にどのような違うのか町民の方に知っていただきたい意味もありまして質問しました。

まことにすばらしいというか、これからの必要な施策ではあると思いますけれども、会場はどこを予定しているんですか。

○議長（信谷俊樹君） 総務企画課長。

○総務企画課長（山本秀樹君） 現在、確定はしておりませんが、想定では開発センターもしくは学習交流センターを想定しております。

○議長（信谷俊樹君） 渡辺議員。

○9番（渡辺年範君） こういう授業を受けるとなったらパソコンなりあれが全て必要になってくるんですけども、その辺の予算はあるんですか、それとも従来のものを使う予定ですか。

○議長（信谷俊樹君） 総務企画課長。

○総務企画課長（山本秀樹君） それについては、その事業自体の予算を全て委託するものと考えておりますので、うちのほうで既存のもので使えるものがあれば、その辺も含めて委託業者との相談といたしますか、検討をしていくものと考えております。

○議長（信谷俊樹君） 渡辺議員。

○9番（渡辺年範君） わかりました。委託ということなんですけど、全部国の予算ということで委託されるということで結構なことなんですけども、10名から20名という目

安でいくと思うんですが、委託業者がどの程度で募集されるんかようわからんのですけども、その辺の募集の仕方とかというのがわかればあれなんです、わからなければいいんですけど、どのようなもんなんですか。

○議長（信谷俊樹君） 総務企画課長。

○総務企画課長（山本秀樹君） まことに申しわけなんですけど、その辺も含めて、これから募集要項も含めて、今先ほど対象を高校生以上と申しましたけども、その辺も今こちらが考えておる対象で、その辺も含めてこれから募集要項等は決定していきたいと考えております。

○議長（信谷俊樹君） 渡辺議員。

○9番（渡辺年範君） わかりました。いい企画だと思いますんで、ぜひ進めていただきたいと思います。

次に、わくわく元気ポイント事業についてお伺いします。

健康で生き生き暮らせるまちづくりの一環として、高齢者が健康で生きがいを持って暮らすまちづくりとして、わくわく元気ポイント事業を導入しております。これからも継続することなんです、さらに参加者をふやす取り組みをして、健康寿命の促進を実現するとしているが、具体的にどのような方法を考えているのか。また、ポイント事業の事業枠の基準はどんなものなのか。また、予算額は幾らなのかお伺いします。

○議長（信谷俊樹君） 保健衛生課長。

○保健衛生課長（水田 泉君） 渡辺議員の質問にお答えします。

本事業は、町民一人一人の健康づくりへの取り組み、各種保健事業等について、それぞれの事業に参加意欲を高める工夫を凝らしながら実施していき、その参加に対してポイントを付与、還元することにより、町民の健康づくりへの関心や健康意識を高め、健康づくりの行動や活動の機会を増加することにより、健康寿命の延伸と生活の質の向上につながることを目的として実施するものです。

ポイント付与の対象事業は、生活習慣病の予防、早期発見及び早期治療を目的として町が実施する特定健診、がん検診等の受診、みずからの健康づくり及び介護予防を目的として町が実施する講演会及び健康相談、その他の保健事業、社会福祉協議会が実施する地区のサロン、自治組織が実施する地区のいきいき百歳体操、町が事務局である食生活改善推進員協議会が主催する地区講習会、公衆衛生推進協議会が主催するウォーキング、保健事業後の受け皿事業として大崎上島フィットネスエンジョイが主催する運動講座、老人クラ

ブ連合会主催のグラウンドゴルフ大会、グラウンドゴルフ協会主催のグラウンドゴルフ大会、わいわいスポーツクラブ主催のグラウンドゴルフ大会です。

予算規模につきましては、令和2年度の当初予算計上総額で1,074万3,000円、内訳は報償費として商工会おと姫カード代1,000万円、需用費としてカード作成用の物品としてあるいは事務用品等で10万3,000円、役務費として郵送料64万円を計上しております。

以上でございます。

○議長（信谷俊樹君） 渡辺議員。

○9番（渡辺年範君） もう一度、ちょっと内容をお伺いします。

これは、今言われた事業に参加してポイントが幾らつくのか、そして何点が満点で還元がどの程度になるのかお伺いします。

○議長（信谷俊樹君） 保健衛生課長。

○保健衛生課長（水下 泉君） まず、ポイントの付与の点ですけれども、先ほど申しました特定健診、がん検診等への受診に際して付与されるものが5ポイント、それから保健衛生課が実施する講演会とか健康相談等に参加していただいたものについては2ポイント。

○9番（渡辺年範君） ちょっといいですか、議長。

○議長（信谷俊樹君） 渡辺議員。

○9番（渡辺年範君） それでは、参加する事業によってポイントが違うということなんですね。わかりました。

続きじゃ。ほんで……。

○議長（信谷俊樹君） 渡辺議員、落ちついて、1回座って挙手をしてまたお願いします。

○9番（渡辺年範君） 幾らのポイントになったときに幾ら還元してくれるのか。

○議長（信谷俊樹君） 保健衛生課長。

○保健衛生課長（水下 泉君） まず、おと姫カードとして還元するポイントの上限は50ポイントです。1ポイント100円換算で、満額では5,000円分のおと姫カードというふうになります。おと姫カード自体が500円刻みで出しますので、例えば7ポイントしかっていう場合では500円とか、28ポイントとかであれば2,500円分とかっていうふうな形で、ポイントに応じて500円単位で計算をして還元するようにしております。

以上です。

○議長（信谷俊樹君） 渡辺議員。

○9番（渡辺年範君） ちょっと聞き漏れました。ごめんなさい。

それじゃあ、50ポイントが満点で幾ら還元言うたんかいな。違うんですか。ちょっともう一回。

○議長（信谷俊樹君） 保健衛生課長。

○保健衛生課長（水下 泉君） 今、還元のほうの受け付けをしているところなんですけども、受け付けの中身として、例えば50ポイントを超えて100ポイントとかそれ以上参加されている方も中にはいらっしゃいます。その場合には上限が5,000円、50ポイント分の5,000円が上限となります。

○9番（渡辺年範君） わかりました。了解しました。

○議長（信谷俊樹君） 渡辺議員。

○9番（渡辺年範君） 健康増進ということで、こういう事業を続けていただけるというのはありがたいと思います。ただ、一番気にしているのが、事業に対してこの事業に参加したときはポイントをいただけるけど、この事業に参加してもポイントをいただけないという不公平感を言われている方が多少なりおってなんですよ。それで、基準枠のポイントをいただける事業の基準といたしますか、今お伺いした時点ではほとんど町あるいは社会福祉協議会関係の事業に参加された方がポイントをいただけるという話なんですけども、ただ同じ社会福祉協議会の中でもポイントをいただける事業とポイントをもらえない事業があるのかどうか、また私的な団体についてポイントを与えている事業があるのかなのか、その辺をお伺いします。

○議長（信谷俊樹君） 保健衛生課長。

○保健衛生課長（水下 泉君） まず、私どものほうで、特に住民の方に参加していただきたいというふうなものについて中心に事業の選定のほうをしております。加えて、より多く参加していただいて、住民の方にとっても、これから例えば社会参加とかそういうふうな部分でより健康に資するようなものというふうなことで、現在社会福祉協議会で主催しておられるいきいき百歳体操、こちらのほうにつきましては保健師のほうも百歳体操の中へ出向いておりまして、いろいろとアドバイスとかそういったものを行っております。そういったもので、現状では全ての事業を対象にというふうなことで実行しておりませんので、加えて先ほどご質問のように、私的な集まりの部分につきましてはなかなか補足の

ほうというのも難しいこともありますし、ポイントの付与につきましては代表の方をお願いしている部分もありますので、私的な集まりみたいなどころまでは網羅しておりません。

○議長（信谷俊樹君） 渡辺議員。

○9番（渡辺年範君） その辺のところが、聞く話によったらちょっと問題があって、どの程度が私的な集まりなのか、その辺の基準、区別がわからないんだと。私たちは一生懸命集まって、週1回一生懸命健康のために活動しようのに、あの事業に参加したらもらえて、私らがやりようるのはもらえんのかというような不公平感を持っている住民の方がおってというのは確かなんです。そういう方々がおって、予算もあることだからそういうことを全てというわけにはいかんし、私的な事業をどの程度というのを判断するわけにはいかんから、私的な事業がだめならだめだということをはっきりとうたってあげる、伝えてあげる方法も要るんじゃないかと思ってこの質問をさせていただいたんですけど。ほんじゃけえ、今町民が思っておられる方の不公平感があるという思いのある方に対して納得できるような回答を何らかの形でしてあげればいいんじゃないかと思います。1,000万円という予算がありますので、それ以上のことはなかなか難しい面があると思いますんで、町としても私的な事業を全てというわけにはいかんと思います。その辺は理解できますんで、その辺の基準だけははっきりさせてあげてください。

以上です。

○議長（信谷俊樹君） 渡辺議員。

○9番（渡辺年範君） 子育て支援について。

先ほど上青木議員からもあったんですが、私は視点を変えてお伺いしたいと思います。

子育てについては、町独自の施策として子育て支援手当、幼児教育・保育における給食無償化を継続するとしているが、町独自の子育て支援の具体的な中身はどんなものなのか、またその予算規模を教えてくださいと思います。

○議長（信谷俊樹君） 福祉課長。

○福祉課長（池田真二君） 渡辺議員の質問にお答えします。

質問の町独自の子育て支援についてですが、1点目の子育て支援手当については、大崎上島町子育て支援手当支給事業のことですが、これは乳幼児を養育している者に対し、子育て支援手当を支給して、次代の町を担う乳幼児の健全な育成を助長するとともに福祉の増進を図ることを目的とした制度です。対象者は、義務教育就学前、6歳到達後最初の年

度末までの乳幼児を養育している者で、支給額は乳幼児1人につき月額5,000円で
す。手当の支給は3期に分けて4カ月分ずつ支給しています。令和2年度当初予算案では
対象予定者205人分、1,230万円を計上しています。

2点目の幼児教育・保育における給食の無償化については、昨年10月から幼児教育・
保育料の無償化に合わせて幼稚園、認定こども園などに通園する無償化対象の子供全員の
給食費について無償化し、保護者の負担軽減を図ってきました。令和2年度当初予算案で
は対象予定者95人分、599万4,000円を計上しています。

以上です。

○議長（信谷俊樹君） 渡辺議員。

○9番（渡辺年範君） 課長、児童手当が今どの程度国からおりにいるかわかりますか。
もし、わからなかったらいいんですが。

○議長（信谷俊樹君） 福祉課長。

○福祉課長（池田真二君） 児童手当の国からの予算ですが、児童手当国庫負担金とし
て約4,500万円となっております。

○議長（信谷俊樹君） 渡辺議員。

○9番（渡辺年範君） その4,500万円の具体的な内容はわかりますか。

○議長（信谷俊樹君） 福祉課長。

○福祉課長（池田真二君） 被用者ですが、ゼロ歳から3歳未満の方が約800万円、3
歳以上小学校修了まで第1子、第2子が合わせて1,350万円、3歳以上小学校修了前
が約600万円で、中学生が600万円で、非被用者のほうですが、ゼロ歳から3歳未満
が250万円、3歳以上小学校修了までが約350万円、3歳以上小学校修了前、第3子
になりますが240万円、中学生が170万円となっております。

○議長（信谷俊樹君） 渡辺議員。

○9番（渡辺年範君） ごめんなさい、私の質問が悪かった。児童1人、幾ら手当が払
われているかお願いします。

○議長（信谷俊樹君） ちょっと待って。

福祉課長。

○福祉課長（池田真二君） 1人当たりですが、ゼロ歳から3歳未満の方が1万5,00
0円、3歳以上小学校修了までが1万円、3歳以上が1万5,000円、中学生が1万円
となっております。

○議長（信谷俊樹君） 渡辺議員。

○9番（渡辺年範君） わかりました。

町長、これからは町長に質問に答えていただきたいんですけども、児童手当は現金で払われてますよね、振り込まれているんですよね。それと、うちの独自の子育て支援として町長は自慢しておられますが、これも5,000円現金なんですよね。違和感ないですか。ダブってますよね、同じ6歳までと。これ違和感ないですか。

○議長（信谷俊樹君） 町長。

○町長（高田幸典君） 特に違和感はございません。

○議長（信谷俊樹君） 渡辺議員。

○9番（渡辺年範君） そう言われると思いました。

私、この間北海道へ行って、視察へ行かせていただきました。それで、子育て支援について視察させていただいたんですが、1つヒントとして、新十津川町というところで視察させてもらったんですけども、おもしろい方法を考えておるといふか、同じ子育て支援としての税金の使い方なんですけども、あそこではきつずカードというのがありました。それで、きつずカードが満点になったら、例えばうちのポイントカードで説明します。うちのおと姫カード、満点になったら500円ですね。そのきつずカードによれば、あと4,500円プラスされて5,000円分を買えるそうです。そういう制度になっておるそうです。それが全て町内に消費にプラスされて町内消費が増えます。そういうシステムをつくっております。

うちの町内では、今個人商店は非常に疲弊しております。そういう意味において、そういう方法で1つの税金を一石二鳥で使うという方法を町長、考えてみませんか。

○議長（信谷俊樹君） 町長。

○町長（高田幸典君） 健康ポイント事業は、おと姫カードということで今おっしゃられるような仕組みになっております。子育て支援の手当についても、そういうふうにすれば地元の中で全部が回っていくというのは事実であろうというふうに思いますけども、また一方で、対象となっている給付を受けるほう側の保護者としてはいろんな思いがあるんだろうというふうに思っております。これからの検討課題にさせていただきます。

○議長（信谷俊樹君） 渡辺議員。

○9番（渡辺年範君） そう言われると思いました。

私思うんですけども、今確かに4回にわたって現金で払っているということなんです。

5,000円をいただく立場としては、現金で払ってもらえば楽ですよ。使い勝手がいいし、当たり前なんですよ、振り込んでもらえば。もらえることが当たり前の感覚になっていて、振り込んであることが当然と思っている方もおってじゃないかと思うんです。その辺が心配なんですよ。なぜこれを言うかといえば、そのきつずカードというのは結局役場へとりにいかにやいかん、伺っていかにやいかん。我々は税金で助けていただいとんだというありがたみというものを感じていただけるような施策も要るんじゃないかと思うんですよ。ほんで、ポイントカードじゃなくておと姫カードですれば全ていけるんじゃないかと思うんですけど、わざわざポイントカードにせずにおと姫カードを配ればいけるんじゃないかと思うんですけど。同じ5,000円をもらうたって、町内でその5,000円分を使えば、ほかの現金はよそで使えるんだから同じことだと思うんですよ。

それと、現金で支給すれば町の職員さんも楽かもわからないんですけども、なかなかそういう一手間をかけることによって税金を回していく、町内にお金を回していくという考え方をすべきじゃないかと思うんですけども、町長はどう思いますか。

○議長（信谷俊樹君） 町長。

○町長（高田幸典君） 1つの考え方として検討させていただきます。

○議長（信谷俊樹君） 渡辺議員。

○9番（渡辺年範君） じゃあ、その辺のことはひとつ考えてみてください。やはり税金をうまく使うというのも町長の腕じゃないかと思います。

それと、子育て支援でもう一つ、そこの新十津川町で教えていただいたのは、乳幼児に関して、おむつの交換により生ごみがふえるということなんです。そのために乳幼児の家庭に生ごみの袋を配っていると。30リッターを20枚配ってる言うたかな。だから、この辺の子育て支援の一つの方法として、やろうと思えばすぐできる施策じゃないかと思うんです。その辺のことはどう思われますか。

○議長（信谷俊樹君） 町長。

○町長（高田幸典君） 子育て支援については、多様な支援の仕方があるかというふうには思っております。より効果が上がる方策があれば、実施に向けて取り組みたいと思います。

○議長（信谷俊樹君） 渡辺議員。

○9番（渡辺年範君） 私も子育てが終わって長いし、残念ながらまだ孫もできてないん

で幼児の子育て支援ということがぴんとこないんですが、さっき言ったように新十津川町で勉強させていただいて、ああ、なるほどなと思ったので、一応こういう形で提案させていただきました。

終わります。

○議長（信谷俊樹君） これで渡辺年範議員の一般質問を終わります。

次に、尾尻康二議員の発言を許します。

尾尻議員。

○1番（尾尻康二君） 本日は、ほいじゃあ2問一般質問としてさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

まず最初の質問ですが、カーボンリサイクル事業の研究拠点施設の誘致はということでございます。

来年度、経済産業省が石炭火力発電所から回収した二酸化炭素で飛行機の燃料や化学製品の原料などをつくる技術を開発するため、大崎クールジェンの発電所内に研究拠点施設を設ける計画を予算計上しております。この拠点施設が設置されれば、カーボンリサイクル事業が計画され、当事業の進展により、地域経済の大きな活性化が期待できます。

昨年11月14日に経済産業省の資源エネルギー庁の担当官より、このカーボンリサイクルに関する説明会が実施されましたが、現在の進捗状況はどうなっているのか。また、行政当局として積極的に誘致を働きかけることが必要と思いますが、どのように対応し、取り組むのかお伺いします。

○議長（信谷俊樹君） 総務企画課長。

○総務企画課長（山本秀樹君） 尾尻議員の質問にお答えします。

カーボンリサイクル事業については、事業全般につきまして、基本的には国と事業者において調整されるものと認識はしておりますが、事業の進捗状況について経済産業省資源エネルギー庁石炭課に確認を行ったところ、本年3月3日付で国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構におきまして、「カーボンリサイクル・次世代火力発電等技術開発／CO₂有効利用拠点における技術開発」に係る公募の予告が発表され、この事業が本町で実施される方向で調整が進んでおり、正式な公募期間は本年4月中旬から5月中旬を予定しているとのことです。

事業は、複数の企業や大学等の拠点化の推進に向けた整備を行うCO₂有効利用拠点化推進事業、及び2030年実用化に向け研究拠点でCO₂有効利用に係る技術開発及び実

証実験を行う事業の2つの事業を募集するもので、早くて本年7月から事業が開始される
とのことです。

各事業ごとの予算規模は公募時に公募要項に記載され、実験開始は2020年度以降を
想定とのことです。

本町を拠点に次世代のエネルギーを研究する拠点施設の誘致が決定していると認識して
おりますので、今後、国、県、該当事業者との連携を図りながら円滑な研究開発が進めら
れるよう拠点づくりに積極的に協力したいと考えております。

以上です。

○議長（信谷俊樹君） 尾尻議員。

○1番（尾尻康二君） 私もさきの3月3日に国立研究開発法人新エネルギー・産業技術
総合開発機構、NEDOさんのホームページに記載された要領を見ました。そこで、20
20年4月から5月でどういう事業をやるか公募をされるということで、来月ぐらいから
そういう動きが始まると思うんですけど、それで事業期間も2020年度から2024年
度、5年間を予定されております。そういうことで、さっきと重複するんですけど、CO
₂の有効利用拠点化推進事業ということと、研究拠点によりCO₂有効利用技術開発・実
証事業が実施されるということでございますので、この大崎の地域において産業のほうに
ついても、農業とか漁業、工業関係もこれに有効な実証事業を一緒にやらせてもらって取
り組めば大きな経済的な効果が出てくるんじゃないかと思うんですけど、その点のほうに
ついてはどのようにお考えでしょうか。

○議長（信谷俊樹君） 総務企画課長。

○総務企画課長（山本秀樹君） おっしゃるとおり、確かに共同と申しますか協力してや
れば経済効果も上がると思いますので、先ほども申しましたけども、そういった研究にお
けます拠点づくり等に積極的に協力しまして、そういうふうな経済も活性化できるように
してまいりたいと考えております。

○議長（信谷俊樹君） 尾尻議員。

○1番（尾尻康二君） 具体的にそこら、今のクールジェンさんの企業でやられる事業な
んで、そこらで進めていくんで、かかわっていくというのなかなか行政として大分感覚
を持って取り組んでいかないと、取り残されるようなことになっちゃいけないと思うんで
すよ。大変大きい事業だと私も考えてますので、その点はどのような、まだそこまでは考
えてないかもわかりませんが、農業関係とか漁業関係で何か実証的に取り組めるものが

あるのか。まだこれからのことなんですけど、4月から5月で決定されるんですけど、そこらの取り組みはこの間の説明会のときでも、ある程度の簡単なこういう事業もありますよというような説明はあったと思うんですけど、その辺はどうでしょうか。

○議長（信谷俊樹君） 総務企画課長。

○総務企画課長（山本秀樹君） 情報提供はこれから、先ほど申しましたように4月から5月にかけて正式公募をされることですので、どういった事業を行っていくのかというものに対してクールジェン等に情報提供も求めながら進めてまいりたいと思います。

○議長（信谷俊樹君） 尾尻議員。

○1番（尾尻康二君） 町長さんも手を挙げられとったんで、町長さん、見解をよろしくお願いします。

○議長（信谷俊樹君） 町長。

○町長（高田幸典君） この実証試験というのは、大崎クールジェンが参画してやるのではなくて、大崎クールジェンは二酸化炭素を分離したものを供給するだけで、この試験には民間が入ってきてやるわけで、大崎クールジェンが参加するわけではないということをまず理解をしておかなければなりません。

そして、この分離した二酸化炭素をどう有効活用するかというのは、これから募集する企業が、それについて興味、関心があるところが手を挙げてくるわけで、どんな活用があるのかって、活用を民間企業が目指しているのかっていうのは私たちには一切わからないわけです。今の段階で二酸化炭素を有効活用するというのは、農業におけるハウスの中に注入をすると、トマトであったりイチゴの生育と収量がふえるっていうのはもう実証されている、地元の農家でも一部やられているというふう聞いております。

そして、海藻については、何年前かに大崎クールジェンの二酸化炭素を使って海藻を育てて燃料にしようという研究をしている業者が手を挙げてやらせてくださいというような話があったというふうなことは聞いてますけども、試験研究で分離した二酸化炭素が常時供給できるわけではないということで、そのときは成立をしなかったというふうに思いますけども、地元で活用ができるとすると、私が素人で推測して、海藻は海にあつたらぼうっと上へ出てきますからなかなか難しいのかなというふうに思いますけども、農業分野においては、活用が私どもの町でもハウスで農業をやっておられる方がかなりいらっしゃるんで、そこで活用ができればなということは思っておりまして、実は去年の末に私どもの町だけではそういう技術もないので、広島県に行って、農林水産局長と商工労働局長さん

に地元で二酸化炭素を農業とかほかにも使えるものがあれば使いたいんだけども、支援をしていただけませんかという話はさせていただいております。今の中ではそういうことになろうかと思いますが、具体的にはこれからということでもあります。

○議長（信谷俊樹君） 尾尻議員。

○1番（尾尻康二君） 丁寧な答弁ありがとうございました。

非常に大きな活性化になる機会と思われる事業だと思われるので、私は今度の取り組む事業者がクールジェンさんか中国電力さんか電源開発さん、そこらで一緒にやられるんかと思うとったんですけど、そこらが決まってくんじやないかと思われていますが、そこと一緒に行政としても取り組んでいただいて、有効な取り組みにさせていただきたいと思いません。

1問目はこれで終わります。

○議長（信谷俊樹君） 尾尻議員。

○1番（尾尻康二君） それでは、2問目でございます。

質問事項は、荒廃した平たん農地の整備施策はということでございます。

町長は、今年度の施政方針で活力ある地場産業の育成施策において、農業については水田等荒廃した平たん地の利活用を進め、新規就農を促し、中核となる農業経営者の育成支援を図るとしております。

農業従事者の高齢化、後継者不足、またイノシシ、カラス等の有害鳥獣の被害が深刻となっており、平たん地においても農地の荒廃が進行している状況でございます。これを集約し圃場整備を行えば、優良な畑地となる農地も多くありますので、現在行われているスマート農業技術等も活用して規模拡大に取り組むことが次の農業の担い手の確保につながると思っております。

J A、農林事務所等関係機関と連携して、荒廃地の圃場整備を行える国、県などの補助事業はないのか。また、それを活用できないのか担当課長のほうにお伺いします。

○議長（信谷俊樹君） 地域経営課長。

○地域経営課長（坂田 誠君） 尾尻議員の質問にお答えします。

本町の農業は、高齢化や担い手不足により農業従事者の減少が続いており、それに伴って荒廃農地が拡大している状況にあります。現在、水田整備を畑地帯化する大崎東地区畑地帯総合整備事業により農地の整備を図り、担い手が自立できる基盤づくりを推奨しています。

圃場整備が行える補助事業ですが、農地中間管理機構関連農地整備事業などの補助事業もございりますが、大規模な整備となるため、大規模な整備になる要件となっております。農業振興協議会の中で県、JAなどと協議し、大崎上島町の担い手が農業をできる規模の補助事業を実施し、担い手を確保していきたいと考えています。引き続き関係各所と連携し、実情に合った補助事業を活用し、農業振興を図ってまいります。

以上です。

○議長（信谷俊樹君） 尾尻議員。

○1番（尾尻康二君） 大規模な圃場整備はなかなか難しいということなようなんですが、今相当荒廃してる農地が多いんですけど、そこらを町のほうの単独でも整備して元の農地に返すというような補助的な事業は町のほうで行えないのか、その辺を伺います。

○議長（信谷俊樹君） 地域経営課長。

○地域経営課長（坂田 誠君） 今、荒廃している農地が急傾斜地の農地が多くあるんですけれども、それがやっぱり若い担い手では平たん農地のほうを推奨していますので、なかなか実施していただけないという部分もあるんですけれども、今うちが使っている果樹経営基盤総合事業っていうのがあるんですが、それを使いながら毎年幾らかの荒廃農地を園地に変えていますので、それを引き続き使って荒廃農地がなるべくなくなるように対応していきたいと思っております。

○議長（信谷俊樹君） 尾尻議員。

○1番（尾尻康二君） 今言われた果樹経営基盤整備事業、これは昨年度でどの程度の事業で実施されてるのでしょうか。

○議長（信谷俊樹君） 地域経営課長。

○地域経営課長（坂田 誠君） 要件としては2反以上で、補助率が2分の1の事業となっております。これは町のほうを通すのではなくて、農業者が農協のほうに申請し、農協のほうからやりますので、年間10件あたりの申請が出てるという報告は受けていますが、正確な数字ではないんですけども、10件あたりの申請が出て、大体2反から5反なので50ぐらいの面積が整備されていると思っております。

○議長（信谷俊樹君） 尾尻議員。

○1番（尾尻康二君） これの事業は県がやっているとことなんですか。

○議長（信谷俊樹君） 地域経営課長。

○地域経営課長（坂田 誠君） 農協のほうから県に申請して国の補助事業となっております。

ます。前年度では、大串地区の水田をレモン団地に変える事業を使って、今大串の地区でレモン団地を整備したのもこの事業でやらせていただいております。

○議長（信谷俊樹君） 尾尻議員。

○1番（尾尻康二君） わかりました。

傾斜地の荒れたところはなかなか担い手というのも難しいんでしょうけど、平坦地なんかのところは、あわせて町のほうでも一緒になって幾らでもまた農地として取り戻すことを助成はできないものなんじゃないでしょうか。

○議長（信谷俊樹君） 地域経営課長。

○地域経営課長（坂田 誠君） まずは、今平坦地の大崎東地区を整備している途中なんですけれども、そこに今担い手に入ってもらっています。その担い手が農業者として力をつけてきたときにまた整備していきたいということは、県、JAとは協議しながら次の事業に向けても検討しております。

○議長（信谷俊樹君） 尾尻議員。

○1番（尾尻康二君） わかりました。ほいじゃあ、そういう方向性で荒廃地の解消に取り組んでいただけたらと思います。

これで質問を終わります。

○議長（信谷俊樹君） これで尾尻康二議員の一般質問を終わります。

次に、閑田大祐議員の発言を許します。

閑田議員。

○3番（閑田大祐君） 本日は3問、町長の施政方針に基づきまして質問をさせていただきます。順次質問をしていきたいと思っております。

まず1問目、教育の島構想について。

町長は施政方針で、継続して教育の島構想を推進するとされております。当然、現在端緒についたと言っていい段階で、推進するべきだと考えておりますが、県教委のほうが少し考え方が変わってきているように思われます。広島県の「学びの変革」アクション・プランと大崎上島町教育推進プラン、相互性の高い計画で相乗効果も期待していたところでもありますけども、少しゆがみが見えるように感じます。また、大学誘致等に関しましても転換期を迎えているように感じますけども、今後どのように推進していくつもりか、そしてわかる程度で結構ですので、県教委がどのような考え方を持っておられるのか、知っている範囲でお聞かせ願えたらと思います。

○議長（信谷俊樹君） 総務企画課長。

○総務企画課長（山本秀樹君） 閑田議員の質問にお答えします。

まず、広島県「学びの変革」アクション・プランと本町教育推進プランについては、今まで県のプランに沿い先進的に取り組みを実施しており、県のほうからも高い評価を受けているところであり、相互のプランにひずみ等は生じていないものと認識しております。

広島県教育委員会では、平成26年に策定した広島版「学びの変革」アクション・プランにおいて、教育の方向性をコンピテンシーに育成を目指した主体的な学びと見据え、課題発見、解決学習や異文化間協働活動の推進を打ち出すとともに、学びの変革を先導的に実践するモデル校として、昨年4月に広島叡智学園を大崎上島町へ設置いたしました。この主体的な学びの促進については、平成28年策定の広島県教育に関する大綱、平成29年策定の広島県教育委員会主要施策実施方針においても踏襲されていることから、「学びの変革」アクション・プランに基づく広島県教育委員会の取り組み方針は引き続き変わっていないものと認識しており、特に本町においては広島叡智学園を通じ、率先的に実践されていくものと期待しております。

本町が平成29年度に策定しました教育の島交流基本構想では、その基本施策の柱の一つとして、未来を担う人材育成環境の充実を掲げており、この方針に基づき広島叡智学園の設置のため、設置場所となる大串地区の環境整備や地区との調整を行ってまいりました。広島叡智学園開校後においても、この方針は引き続き継続しており、生徒たちが地域とつながりを持ち、この町で主体的な学びを育ていけるよう、島内教育関係との交流企画や学生寮の運営、地域行事への参加など、さまざまな側面において情報共有と意見交換を行っているところです。

また、広島県では学びの変革のさらなる加速化を図り、ICTを活用した効果的な教育を進めるため、GIGAスクール構想の実現に向けた基盤整備として、県立高等学校や特別支援学校等の校内通信ネットワーク環境の整備を進めることとしております。さらに、学びの変革との一貫性を保ちつつ、培ってきた資質、能力をさらに発展、向上させるため、令和3年度に新たな県立大学である——仮称でございますが——叡啓大学を開学することとしており、企業、自治体に根差した課題解決演習の実地者、インターンシップの受け入れを進めていく動きもあります。こうした動きに対応するため、当町においても教育の島構想推進の一環として、公営塾におけるICT機器を活用した学習意欲の促進や遠隔地域との共同学習、生徒間交流の促進を図ってまいりたいと考えております。

また、先ほど申し上げた叡啓大学を初め、地域学習や地域創生に取り組む大学との連携を強化し、全国の高等教育機関との人材交流や町民の学習機会の充実を図っていく所存です。

次に、一般社団法人AUSTが進める海外大学誘致構想につきましては、これを支援するため、町では4年間にわたってサマースクール、これHELIOと申しますが、そのサマースクールの実施に協力をしてまいり、これまで80名を超える海外大学の学生がサマースクールに参加し、この島でフィールドワークを行っており、こうした活動を通じてアトランティック大学を初めとした海外大学との連携体制が構築されております。こうした一方で、海外大学誘致に向けては、キャンパス、学生滞在施設及び配置する教員の確保といった課題も多く、実現は困難であるというのが実情です。サマースクール実施に係る町からの補助は、平成31年度をもって終了いたしますが、これまで培ってきたアトランティック大学との関係性を活用し、一般社団法人AUSTでは引き続き大崎上島町をフィールドとした協働プログラムを実施していく予定としております。

補足にはなりますが、一般社団法人AUSTは、ことし4月に大崎上島町において新たな時代の高等教育を実践するための私塾である瀬戸内グローバルアカデミーを開設する予定であると聞き及んでおります。本議会終了後に一般社団法人AUSTから、この教育機関の概要について説明の時間を頂戴する予定でしたが、このたびの新型コロナウイルス感染防止の観点から、説明を延期とさせていただいております。

以上です。

○議長（信谷俊樹君） 閑田議員。

○3番（閑田大祐君） ありがとうございます。

県教委のほうの考え方の部分につきましては、昨年叡智学園のほうに視察にお邪魔した際に、現場の先生方も少し困惑しているようなところが見受けられたのでお伺いしたんですけども、例えばこの質問の中で大崎上島町教育推進プランも挙げておりますけども、海星高校についても大崎上島学をうちもやりますという形で、言ってみればうちの政策的なものにも乗っかってきてるわけですよ。そこで、町の思いといいますか、従来の考え方のものとこれが変化が出てくるようなことがあると、今後の方針というものが不透明になるなど思いまして今回質問させていただきました。

大学誘致に関しても、従来やっていたことについては言い方は悪いですけど諦めるということで、これからまた新しいことに入っていくということですので、我々もこれについ

てはどういったことになるのか注視していきたいと思えます。

学校誘致ということに関して言いますと、ここ最近また加計学園がたたかれていますけれども、地方自治体、地域としましては町の地域の活性化に資する大きな政策であると思っておりますし、そういった部分をおざなりにした報道も多々見られて少しどうにかならないのかなと私も考えておるところですけれども、やはり大きな目標を持って政策を進めていく、これを念頭に置いて引き続き継続していただけたらと思えます。

この件に関してはこれで終わります。

○議長（信谷俊樹君） 閑田議員。

○3番（閑田大祐君） 2問目、シニアカー助成についてお伺いいたします。

昨今の需要の高まりに対応するべく、購入費やレンタルの助成制度を打ち出されました。その上で、走行する道路の整備についてどのように考えているのかお伺いしたいと思います。県道、町道問わず、傷み、損傷の激しい箇所や段差などが町内各所で見られます。安全に走行できるよう、点検整備が急務だと考えておりますが、町の見解をお聞かせください。

○議長（信谷俊樹君） 建設課長。

○建設課長（藤原通伸君） 閑田議員の質問にお答えいたします。

歩行者と同じ扱いであるシニアカーについては、高齢者の増加に伴い利用者の増加も考えられることから、歩道の整備が必要となると考えております。現状のシニアカーの性能では、安全性、安定性、回転性能、そして特に段差については制限が厳しいことから、点検の必要があると考えております。

質問にあるシニアカーが安全走行できるよう、まず公共施設周辺から点検し、順次補修すること、そして助成制度とあわせ、安全について啓発、普及活動を推進してまいります。

以上です。

○議長（信谷俊樹君） 閑田議員。

○3番（閑田大祐君） ありがとうございます。

これについては、以前車椅子について質問をさせていただいたことがあるかと思えます。商船高専に通う学生さんで車椅子で通っておられる方がおられます。そのときにも同じような質問をさせていただいたんですけれども、ちょっとこれ専門的な話になりますが、道路の例えば新設計画のときに歩道と車道を境界する縁石、歩車道境界ブロックと呼ばれ

ますけれども、これについて路面から2センチ程度段差がこれはもう設計上生じてまいりますよね。例えば、こういったものを発注時に変更して発注することとかというのはできないんでしょうか。

○議長（信谷俊樹君） 建設課長。

○建設課長（藤原通伸君） その辺の設計基準は、大もとを言うと国交省から通達を受けて広島県で定められ、また大崎上島町についてもそれを準用しているという形で設計基準については変更は難しいと考えております。

そして、車椅子の性能を調べさせていただいたんですけれども、5センチ程度であれば乗り越えられるというところもありまして、2センチについては何とか乗り越えられるように、その2センチがわかるような明示はできると思いますので、そういう策をしていきたいと考えております。

○議長（信谷俊樹君） 閑田議員。

○3番（閑田大祐君） 設計でそれを適用するのは難しいということですが、例えばそれを実施の段階で運用の中で上手にやっていくということは可能ではないかと思うんですけれども、その辺の考え方を1点と、それからこの2センチの段差、例えばシニアカーについて言いますと四輪ですよ。四輪なので比較的安定性がまだあるほうなのかなと思うんですが、自転車の場合なんです。直進方向に対して同じ方向で2センチの段差がずっとあるわけです。例えば、歩行者が通行中の歩道部分を車道に一旦出たりとか、そういったところで自転車が転倒したという事例は多々あるんですよ。そういったことまで含めて考えていったときには、これ設計のほうで難しいのであれば施工のほうで対応するかやり方はいろいろあると思うんですけど、その辺の考え方はいかがでしょうか。

○議長（信谷俊樹君） 建設課長。

○建設課長（藤原通伸君） 設計で定められているものを施工のほうで変更というのは実質的にはありません。ただ、許容範囲というのがありますので、その許容範囲の範囲内であれば施工できると考えています。そして、その段差については必要だという意見もほかにありますので、その辺も鑑みてこれからの施工を考えていきます。

○議長（信谷俊樹君） 閑田議員。

○3番（閑田大祐君） ありがとうございます。

その他の意見があるということですので、そういったことも含めて総合的に考える中で、やはり安全であることを最優先にさせていただきたいということを申し上げまして、こ

の質問を終わります。

○議長（信谷俊樹君） 閑田議員。

○3番（閑田大祐君） それでは、3問目に入ります。

高速通信網の再整備についてお伺いいたします。

商工業振興において、小規模企業助成金を継続し、創業並びに新規事業展開を支援、またサテライトオフィスの活用で事業所誘致に取り組むとしております。その上で、以前より提案している高速通信網の再整備はどのように考えておられるのか伺いたいと思います。小規模かつ新規事業となりますと、想定される事業及び事業者というのは、現在の光ファイバー網ではちょっと役不足ではないかなと考えます。最低限必要なインフラ整備というものは行う必要があると思うのですが、町の見解はいかがでしょうか。

○議長（信谷俊樹君） 総務企画課長。

○総務企画課長（山本秀樹君） 閑田議員の質問にお答えします。

大崎上島町は離島、過疎という条件不利地域でありまして、加入者不足による採算性の問題によりブロード環境整備への民間通信事業者の参入が見送られていました。そうした状況の中、情報格差の是正を図るため、平成14年から町による光ファイバー網の整備を行い、平成15年からIRU契約により光ケーブルを貸し出す形でのインターネット接続サービス運用を開始しました。現在、インターネット接続サービスは2月末で1,293ユーザーが利用しており、少しずつですが増加で推移しております。サービス開始の肝となりましたIRU契約は20年間の長期契約でしたが、令和4年度末、令和5年3月31日になりますが、その末日をもちまして契約が満了となります。

本町の光ファイバーの構成は、当時は主流でありました集会所等のサブセンターから各利用者様宅への間を1本の光ファイバーで結ぶ占有型となっておりますが、現在の主流となっている方式は、1本の光ファイバーを複数の利用者様で共有しながら結ぶ共有型であります。主流でなくなった占有型に対応する機器は、大多数が生産終了となっております。現在は受注生産など高額な製品しか流通していない状況であり、今後も占有型を継続した場合はコスト増や機器の故障の際など迅速な対応ができなくなるなど問題が発生するおそれがあります。

また、現在本町のインターネット接続サービスの通信量は、町全体で瞬間最大で1ギガバイトまでしか利用できない構成となっておりますが、近年では大容量のデジタルコンテンツの増加、スマートフォンの高機能化などにより回線の使用量は限界に近いレベルにな

っているものと認識しております。IRU契約が残り数年となり、今後の方針決定が必要となります。今後の再整備に向けましては多大なコストも必要となりますことから、共有型への切りかえを視野に入れ、専門家の力をかりるとともに、現状の光回線や5G等のモバイル回線も考慮に入れ検討を進めてまいります。

以上です。

○議長（信谷俊樹君） 閑田議員。

○3番（閑田大祐君） ありがとうございます。

5Gという話がありましたので、私もしっかりとはわからないとこなんですけど、5G、基本的には400メートルとかそのぐらいの範囲でしか1つのアクセスポイントでカバーできない、昔のPHSのような形式になるという話ですんで、基本的にはこれ有線を町中に張りめぐらさないで5Gというのは成り立たないのかなと思っております。ということは、結局モバイルと言いつつも有線が必要ということになるんですね。でいくと、やはり次世代の今の現在の状況に応じた形での整備というものはどうしても必要になってくると思うんです。

今回質問では、新規事業のところに絡めて質問させていただきましたが、現状で夕方から日付が変わるぐらいまでの時間帯というのは通信速度が非常に落ちてまして、今インターネット放送というようなものも行われておりますよね。インターネット上のコンテンツとして番組が放送されている、そういったものもさまざまありまして、動画でそういったものを見られる方というのも物すごくふえております。一方で、既存の地上波メディアというのがなかなか目新しいコンテンツが見出せずに視聴率を落としていたりっていうようなこともあったり、要は多様化しているんですけども。

私は、ここ最近報道関係を見ておりましたが、既存のマスメディアが地上波放送の中で非常に偏った放送をしているなど、こんなふうになっておまして、情報としては正確なものを伝えているようで、そこに出演されているコメンテーターと言われる方たちが自分たちの主張だけを走らせてしまうような。インターネット上もフェイクニュースも当然いっぱいありますし。ただ、地上波というのは一方的に流しっ放しで、要はそういう主張の番組しか見れないわけです。いろんな放送局があつて、いろんな考え方があると言われればそうなんですけども、今おおむね同じような中身でしか放送されていないように思います。

実際、じゃあ真実がどうだったかなっていうときには、私は正直地上波放送よりインタ

一ネットのほうで真実の部分を探るような努力をしているわけですが、ネット放送が要は時間帯によっては途切れ途切れでしか見れなかったりとか、途中で動画が固まってしまうとかそういったことも起きるわけです。これが最初に言われた情報格差の部分、そこまで言ってもいいのかどうかとは思いますが、これがきちんとというか自分が欲しい情報、必要な情報というものをきちんと入手できるように、要は住民の知る権利の部分にもかかわるものですから、きちんと整備されるべきではないかと思うんですけども、それを含めてといいまして、今申し上げたことを踏まえまして、今後どのようにしていくお考えか再度お伺いします。

○議長（信谷俊樹君） 総務企画課長。

○総務企画課長（山本秀樹君） 先ほども申しましたが、IRU契約が4年末で終了します。確実にそこでどうしていくのかは、それ以降の方針を決定しなければなりません。占有型は町の施設で保守等を委託するという形になりますけども、共有型になりますと機器等は向こうといいますか、受けるところのものになります。そういったところでいきますと、費用等の負担も出てくる場所でもあります。それはこちらの費用の話でございまして。閑田議員がおっしゃった情報の通信等に関しては限界に近いレベルというのは認識しておりますので、そこにできるだけ大都会並みとは思いませんけども、できる限りそれに近いような状況で、また費用も抑えられる形で進めていければと考えております。

○議長（信谷俊樹君） 閑田議員。

○3番（閑田大祐君） ありがとうございます。

じゃあ、一応令和4年度末までには方針を出して、その後のことを検討、それまでにやっていくということですね。

○総務企画課長（山本秀樹君） はい。

○3番（閑田大祐君） 今現在の世間を大にぎわいをさせておりますコロナウイルス、これに関しても専門医でもない内科医の先生がコメンテーターとして登場して、イタリアとか韓国とか感染爆発が起きているようなところのやり方を称賛するようなことをばんばん報道して、その結果としてWHOが最終的に、いや、日本のやり方が正しいですっていうようなことを、ただそこに対して今度は訂正報道もないんですよ。今そんな報道があふれているんです。私は、うそもいっぱいありますけども、ネットでないと真実の部分は見えないと思ってますんで、ぜひこの環境整備というものをきちんとやっていただきたいと思っております。

これで私の質問を終わります。

○議長（信谷俊樹君） これで閑田大祐議員の一般質問を終わります。

暫時休憩いたします。

13時から再開いたします。

午前11時49分 休憩

午後 1時00分 再開

○議長（信谷俊樹君） 休憩を解いて会議を再開いたします。

次に、道林清隆議員の発言を許します。

道林議員。

○10番（道林清隆君） 本日は3問、一般質問をさせていただきます。

まず1問目ですが、下水道使用料の改定についてお尋ねをいたします。

当町の下水道使用料は、大崎上島町下水道条例で一般家庭、高齢者家庭、店舗を有し営業を行うもの、公共施設等、その他に区分して、それぞれ基本料金、世帯人員割、人数割の月額が定められております。この区分が、店舗を有する事業者の加入に二の足を踏ませているのではないのでしょうか。対象エリア内での店舗を有する事業者の加入実態はどのようになっているのかお示しをいただきたいと思っております。

現在、多くの自治体が、下水道使用料については水道使用量に比例をして一定の数値を掛けて下水道使用料を定めていると思っておりますが、この水の使用量に比例をした従量制を導入しているのが実態のように思います。当町では使用料改定に向けてこの従量制を導入すべく、現在審議会で検討されていることのようにありますので、非常に現実的な選択をされているというふうに承っております。

そこで、人口の高齢化が進んでいる当町におきましては、今後とも高齢者家庭はどんどんふえるのではないかとすることは至極当然考えられると思っております。現在の使用料金の体系を持続するならば、使用料収入は高齢者家庭を優遇している現在の使用料では、将来的に下水道事業を健全経営していくということについては非常に危惧されるところではないかというふうに思います。

今回、従量制導入ということで検討中のございですが、この際に高齢者家庭の使用料見直しについて、これは料金の値上げということは非常に住民の理解を得にくい部分で、長時間理解をしていただくためには時間がかかるかもしれません。しかし、このまま放置しておりますと、負債を次世代に申し送るということにも人口の構成から見て、逆ピ

ラミッドに近い現在の町の情勢からして、私自身も高齢者世帯に分類されるので非常にもどかしいところはあるんですが、この問題をそのまま放置しておくと現在でも下水道関係、農集、漁集含めて一般会計から相当の繰り入れをして成り立っている現状からすると、住民の理解を得る努力は早急にしなければならないというふうに思いますが、その点について見解を求めたいと思います。

○議長（信谷俊樹君） 上下水道課長。

○上下水道課長（河田昭司君） 道林議員のご質問にお答えします。

店舗を有する事業者の加入実態については、公共下水道処理区域内の対象事業者は126件で加入者は80件、加入率63.5%です。農業集落排水処理区域内の対象事業者は11件で全対象者が加入しております。漁業集落排水処理区域内の対象事業者は21件、加入者は12件、加入率57.1%となっております。

店舗を有する事業者が加入に二の足を踏んでいる要因の一つとして、使用料算定における人数割の算定を日本産業規格、建築物の用途別によるし尿浄化槽の処理対象人員算定基準により算定することとしており、建築用途による店舗延べ面積により人員算定をしていることが考えられます。

下水道使用料収入については、今後も少子・高齢化に伴う人口の減少により使用料の減少することが想定されていることから、下水道使用料の見直しは必要であると考えております。現在、大崎上島町上下水道事業経営審議会において、下水道使用料の算定における人員制から従量制への変更及び高齢者家庭用用途を含めた全ての用途の下水道使用料基本料金の見直しについて審議していただいているところであり、答申に対し適切に対応してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（信谷俊樹君） 道林議員。

○10番（道林清隆君） ただいま担当課長のほうから非常に前向きなご答弁をいただきました。ありがとうございました。

公共下水道のエリアにおいては63.5%、農集は100%、漁集については57.1%ということで6割方、あとの4割の方が加入されていないということで、店舗を有する事業者というのは多くの方が出入りをする場所でありまして、町外からの来島客も利用する施設が結構占めてるんじゃないかと。そういったところがなかなか下水道が完備されていないということは、町の生活水準といいますか、そういったものが非常におくれているやに捉

えられる可能性もありますので、今回の見直しについては従量制を徹底するんだと、今の国で示してる算定基準の中に面積割等もあるやに思いますが、その点についてももっと加入しやすい条件をぜひとも審議会のほうでも答申を期待するところでありますし、高齢者世帯についても今後の人口動態、年齢、これから生産年齢人口が少子化もあって減って多くの高齢者を支えるという状況が想定されるわけですから、その点についても十分慎重にご検討いただいて、適切な答申がいただけるように期待をして、この質問については終わります。

○議長（信谷俊樹君） 道林議員。

○10番（道林清隆君） 2問目ではありますが、防災士の養成について質問をさせていただきます。

地震や風水害などの災害時に地域の防災リーダーとして、企業あるいは地域などの要請により、公的な組織やボランティアの人々とともに避難誘導や避難所の世話を当てるのが防災士であるというふうに思っております。また、平時においては防災意識の啓発と安全対策活動に取り組むのが防災士であると言われております。

当町では、平成16年に制定された大崎上島町地域防災計画の規定に基づき、町民のみずからの安全はみずからが守るという理念を育て災害に強いまちづくりに資することを目的に、平成24年2月に大崎上島町自主防災組織育成推進要綱を定めております。

この要綱で、自主防災組織の活動を平常時、災害時それぞれに定めまして活動を効率的に行うために班編成を促すなどを規定しております。現在、町内の複数区で自主防災組織が立ち上がり、防災訓練などの活動が行われておりますが、ほとんどの組織代表者は防災の専門知識を特に有しない区長さんがその立場上務めているのが実態、実情ではないかというふうに思います。

要綱の第8条では、町長は自主防災組織の育成及び指導に当たっては、地域住民の自主性を尊重し、地域の実情に即した組織づくりを働きかけるものとするとうたっております。

そこで、一步踏み込んで、防災士の養成に向けて資格取得の費用援助など積極的な取り組みをされてはどうでしょうか。防災士の養成に積極的に取り組んでいる自治体は少なくありません。災害時における犠牲者は一人も出さないという強い信念で取り組んでいただきたいと思いますが、町長のお考えをお尋ねします。

○議長（信谷俊樹君） 総務企画課長。

○総務企画課長（山本秀樹君） 道林議員の質問にお答えします。

平成30年7月豪雨災害を初めとした大規模災害発生時におきまして被害の拡大を防ぐためには、国、県、町の対応、いわゆる公助だけでは限界があります。過去の災害からも地域防災活動、いわゆる共助、自助により被害を最小限にとどめることができています。このことから、自主防災組織の役割は欠かせないものと考えております。

現在、自主防災組織につきましては14地区に設立されておきまして、今年度、県の事業ですが、自主防災組織による避難の呼びかけ体制づくり支援事業により、古江地区自主防災組織におきまして土砂災害の避難訓練を実施しております。今後も県の自主防災アドバイザー等の支援をいただき、自主防災組織の活動及び住民の防災意識の向上に努めてまいります。

ご質問の防災士の養成についてですが、防災士は特定非営利活動法人日本防災士機構または日本防災士機構の認定を受けた団体が行う講習等を受講等することによりまして取得できる民間機関の資格です。一方、市町が自主防災組織が行う防災活動や地域の防災力向上に寄与していただくために、その市町が指定する要件を満たした方を地域防災リーダーとして認定する制度が県内の多くの市町で制定されております。この制度に伴い、市町が行う防災リーダーの養成事業に要する経費につきましては、県の補助事業として支援も受けられますので、まずは防災に関する知識、技能を有する人材を早急に育成し、地域における防災力の向上を図るため、本町の地域防災リーダー制度の策定を検討するとともに、防災リーダー育成の一環として防災士の資格取得について推進してまいります。

以上です。

○議長（信谷俊樹君） 道林議員。

○10番（道林清隆君） 総務企画課長のほうから防災士の育成について前向きなご回答をいただきました。

おっしゃるとおり防災士というのは民間の認定資格でございますが、防災士になったからといって人に命令をしたり、特段の権限が与えられてるわけではないわけです。県内の自治体、広島県の先ほど補助制度もあるということですが、広島県を初め県内では23市町のうち10の市町で既にこの防災士の資格取得のための助成制度を設けておりますし、対岸の竹原市等も防災士の助成制度を設けてるというふうに思います。

これは、防災士になったからといって特段の権限を発揮するというものは何らないわけですが、あくまでもボランティア活動の一環で、行政と住民の橋渡しの的に地域の防災のり

一ダ一的な役割を果たすというのが狙いでありますので、町を挙げて防災意識が高いんだという、住民にまずそのことを自覚していただくためにもこういった資格を、民間の制度ではありますが、地域全体に広めていく上で目標を持って、あくまでも防災についてみずから学んでみようという方についての積極的な支援を今後も期待していきたいと思います。

つい先日、ある歴史学者がおっしゃってましたが、歴史から学ぶ極意ということで反実仮想という熟語が出てきました。事実には沿ってない、反してるけど、仮の想定をして場合分けをするんだと、こういった場合にはこうする、こういった場合にはこうするといういろんな危機管理をする上で想定外ということがないように究極の危機管理を目指す上では行政だけでは、先ほど課長の答弁にもありました共助、自助の部分を大いに喚起していかないと南海トラフの地震が今言われておりますが、想定されている災害を超えるかもわかりません。昨日は、東日本大震災で丸9年という節目を迎えておりますが、想定をはるかに超える津波が襲ってきて、多くの犠牲者が出たということでもあります。南海トラフにおいても、瀬戸内海はどちらかという津波も穏やかに水面が上昇するというようなことも私は素人なりに想像してるんですが、これもはるかに超える災害が起きるかもしれません。そういったことを行政が中心となって、中間的な役割を担う地域防災リーダーを認定すると。その前段で、防災についてみずから積極的に学ぼうとする人についての支援制度というのはそんなに多額な費用を要することではないと思しますので、ぜひとも前向きに進めていただきたいと思います。

この質問についても答弁は結構です。

○議長（信谷俊樹君） 道林議員。

○10番（道林清隆君） 3問目ではありますが、財政健全化と協働のまちづくりということで、これは町長の施政方針にございました町民とともにということで協働のまちづくりをうたわれておりますが、令和2年度の町長施政方針並びに当初予算概要を伺い、当町の厳しい財政状況に苦慮しながらも持続可能なまちづくりに町民とともに取り組まれようとする意気込みを強く感じております。

これからのまちづくりは、ついせんだって議員研修で学ばせていただきましたが、東京、大阪よりも魅力的なまちづくりが必要であると、しかも女性に選ばれる自治体を目指さなくてはならないといった講師の紹介がございました。田舎がますます過疎になる理由は、医療・教育・文化、この文化の中に図書館を含むという表現をされましたが、都市部

と比較して田舎は随分おくれをとって、若者や子育て世代のU I ターンにつながりにくいということのようであります。

当町では、子育て支援の充実に関しては町単独の支援制度を設けるなど、制度面での整備を図ってはまいりましたが、他の中山間地域、他の自治体も同様な支援制度を打ち出しております。今求められるのは、制度そのものより町の空気感が大切であり、マインドを変えることが重要であるということのようであります。

医療体制の充実につきましては、離島であるということ、それと人口規模もございまして、一気にこれを改善するというのは住民の要望、総合病院が必要だとか、産科、婦人科あるいは眼科等々の診療科目も島にはないじゃないかということで、住民の要望になかなか応えていけないと、短期間では解決は難しいかもわかりません。しかし、行政的には2次救急、3次救急の医療体制も整備されておりますので、その点について住民の理解を得ていくというのは必要であろうかと思えます。

あと、教育につきましては、当町はそれぞれ教育委員会、町執行部におきまして教育を推進する島づくりに今取り組んでいる真っ最中でありまして、他の自治体からも非常に注目をされている実績も上げておられると評価をいたしております。

そして、文化の面であります。この文化活動に関しましては、私のほうから3年前の同じこの3月定例会におきまして、都会との格差が広がりつつあることを指摘させていただいております。今、まさに正念場を迎えているのではないかというふうにすら思います。文化の地域間格差は発見すらできないという現実、教育の地域間格差も広がっているんじゃないかという危惧がある中で、センスとかマナー、コミュニケーション能力、美的感覚、感性、味覚、人種偏見や性差に対する偏見の有無、これらを身につけることは学校教育のみでは甚だ無理があるんじゃないかということで、これは町ぐるみで教育改革に取り組むことが重要ではないかというふうに思っております。子供だけではなくて町民全体の教育、学習ということになるんじゃないでしょうか。

町の財政運営が厳しくなる中であっても、持続性のあるまちづくりのためには子供の教育が基軸となることは言うまでもありませんが、文化の地域間格差をいかに縮めるかが大崎上島の課題であるというふうに思います。町長のお考えをお聞きしたいと思います。

○議長（信谷俊樹君） 町長。

○町長（高田幸典君） 私たちの町は、議員もおっしゃられましたように教育の島を目指すということで取り組みを進めてきておるところであります。今までは学校の誘致であっ

たり、就学前教育、義務教育の充実、そして高等教育の誘致であったり支援ということで取り組んでまいりました。まだまだ緒についたばかりでありますけども、成果も出つつあるのかなというふうに思っております。

教育の島を実現をするに当たっては、今まではどっちか言うたら子供、生徒、学生っていうもので取り組んできているように見えるし、取り組んできたわけですけども、その中でも地域の学習で地域の方とお互いに勉強し合うというような形の中で、生涯学習という面においても効果は少なからずあったというふうに思っております。これからは、もう一方でおっしゃられるように生涯学習、文化っていう、これがイコールではないんだと思いますけども、人生百年の時代が来て、仕事は定年になったんだけど、それからの生活が長いと。そういった中で、いかに生きがいを持って有意義に過ごすかっていうことが大きな大きなテーマでありますし、教育の島を実現するに当たっても大きな課題であるというふうに思っております。

そういった中で、じゃあどこを切り口にするんかということになりますと、私たちの町の人口規模で住民の趣味とか趣向というのも多様化してますので、今までのように講座を開いて一定数の住民を集めるっていうのもなかなか難しいのも現実であります。都市であれば、それぞれ民間が人気のあるいろんな講座を有料で開催をしてやっていたらいいんですけど、私たちの町はそういう環境にはないのも現実であります。

まずは、生涯学習というのは自主的な学びであるのも間違いがないわけですし、今のこの社会ではさまざまな本が売られておりますし、インターネットでも勉強できることはたくさんございます。そういった意味での学びの意欲を喚起するっていうのがまず重要なのかなというふうに私は考えております。実は、先般もそういった学びの意欲を喚起するような講師っていうのはいないのかなっていうことで業者さんにも調べていただきました。私もインターネットでいろいろ調べたりしてるんですけども、なかなか私の考えとぴたっと考える講師さんはいらっしやらなかったのが現実でありますけども、これからそういったこともしっかり取り組んでまいりたいというふうに思っております。

私もこれをより効果的に、そういう生涯学習とか文化の香る町をするにはっていうのはこれから研究をしなければ、ただただいろんな講座を開けばいいというものではないだろうと、より効率的にまちづくりとして取り組むにはどうあるべきかっていうのは、さまざまな専門家も含めてご意見を伺いながら取り組んでいくことが必要であるのではないかなというふうに思っております。

○議長（信谷俊樹君） 道林議員。

○10番（道林清隆君） ありがとうございます。

町長のほうから効率的にというご発言がございました。財政が非常に厳しい状況下に置かれている。まだまだ数字としては今年度、次年度あたりは出てきてませんが、大規模事業の償還が始まる、起債の償還が始まる年に入ると、この数値も非常に厳しいものが示されるやに想像しております。今、人口の自然減という面でも年間の出生者数、子供が少なく亡くなる方は3桁、子供の出生者数は三、四十人ということで自然減も起きてます。当然、若年層の特に生産年齢人口世代の島外からの移住ということも積極的に取り組まないと、このまま推移をすると経済を支える人口は減ってきて、支え切れなくなるというのを私自身懸念しております。

財政が厳しい中で国を見ても、今現在国においても大規模災害の復旧・復興といいますが、メディアで紹介されてる限り非常に復興にはほど遠い現実を突きつけられておりますし、昨今の新型コロナウイルスの感染という大きな壁も立ちはだかっております。国の財政支援がいつまでも潤沢にある、田舎にとって、過疎地にとって有利な交付税の配分も大きくは期待できないような気がしております。起債についても、今離島である、過疎地である当町に非常にありがたい有利な起債がございしますが、これらも時限立法で支えられている部分が多いので、いつ首根っこを締めつけられるかもわかりません。自前で町が生き延びていくための施策をぼつぼつ考えて、町民にも理解を求める市政が必要ではないかなというふうに思っております。

そういった意味で、さきの研修で学んだことは、働く場所がないから若者が来ないのではないという実態もあるようです。文化の都会との格差というのは子育て世代の皆さんにとっても、その町の魅力という部分で決して制度では追いつかない、そこに住みやすい、あるいは魅力を感じる施策というものを住民に見える形で少しずつ示していくのがこれから認められると思いますので、町長がおっしゃった生涯学習ということで、いろんな知識を身につけるのはネットでも十分できると思います。コミュニケーション能力等をつけていくというのもこれから子供たちにとっても大事なことであり、学びの意欲喚起については、これまでも増して町長の強いリーダーシップを期待したいと思いません。

答弁は結構であります。終わります。

○議長（信谷俊樹君） これで道林清隆議員の一般質問を終わります。

次に、森若 巖議員の発言を許します。

森若議員。

○6番（森若 巖君） 本日は3点ほど伺います。

まず1点目、施政方針について。

町長の施政方針を聞き私が感じたことは、町民に対してバラ色の夢を与えるような言葉が並んでいますが、これが全部かなえられるかどうか、まず伺いたい。

それと、この中に令和2年度に瀬戸内アカデミー校開校とありますが、これに町が財政的な支援をするのか、またこの開校について町長はいつごろ知っていたのかを伺いたいと思います。お願いします。

○議長（信谷俊樹君） 町長。

○町長（高田幸典君） 私たち行政は、住民が幸せに暮らすために日々働いております。そのために予算を編成し、執行をしているところであります。施政方針っていうのは、幸せに暮らしていただくために今年度の新年度予算を作成した。それを言葉で説明をさせていただいたということでもありますので、よりよい住民生活を求めて予算を編成しておりますので、それを説明すると前向きな施政方針になるということでご理解をいただけたらというふうに思います。

それから、瀬戸内アカデミーって私書いたんですけど瀬戸内グローバルというのがつかますんで、正式には、瀬戸内グローバルアカデミー校ってことでございます。これについては、いつそれを私が知ったのかということではありますが、ことしの1月20日に教育の島創造協議会というのを本町で開きました。その際に、その会議の前に、一般社団法人AUSTの長尾代表理事から会議の事前にこういうことになりましたと報告をいただいたということでもあります。もちろん、この会議においても長尾先生が出席者に説明をされております。

それから、この学校に町が財政的な支援をするのかというご質問でございます。

今までは外国の大学のサテライトを誘致するというので、その前段として町の魅力を知っていただくためにサマースクールというのを4年ほど開催に対して支援をしてまいりましたけども、これからのこの瀬戸内グローバルアカデミーについては、現在のところ町が経済的な支援をする予定はございません。しかしながら、開校に当たって町有施設の使用申請やカリキュラム実施に伴う助言、情報提供等の要請があった場合には学習機会充実の観点から可能な範囲で協力をしてまいりたいと、これは金銭的なものではございませ

ん。そういうふうを考えております。

○議長（信谷俊樹君） 森若議員。

○6番（森若 巖君） 今、町長さんは瀬戸内グローバル言われました。この私がもろうた施政方針の中にはグローバルがないんです。

○町長（高田幸典君） だから、訂正をさせてもらったんです。

○6番（森若 巖君） ほんで、私が見てここに一般質問として瀬戸内アカデミー校と入れたんですけど、私がいただいたこの施政方針演説の中の資料にはありませんでした。それだけは確認しておきますからな。

議長、もう一点。

このたびの事業費の中に賃貸住宅建設補助の事業費として6,000万円が組まれてますね。賃貸住宅建設補助の事業費として6,000万円、組んでないですかいね、予算書の中に。あります、ない。

○議長（信谷俊樹君） 森若議員、どこの部分のところで。

○6番（森若 巖君） 関連じゃないですよ。

○議長（信谷俊樹君） いやいや、そうじゃなくて、施政方針の中の分を。

○6番（森若 巖君） はいはいはい。

○議長（信谷俊樹君） 副町長。

○副町長（望月邦彦君） 森若議員のおっしゃられるとおり、当初予算に計上しております。

○議長（信谷俊樹君） 森若議員。

○6番（森若 巖君） わかりました。この事業費というものは大きさが25平米であって20戸で、一応1戸当たりについて300万円を助成するとありますけども、今言うようにこの分を事業費というのはこのたび開校する瀬戸内グローバルアカデミー校と言いましたね。この分には全然関係ないんですね。要するに、この賃貸住宅建設補助費というのは、私の小耳に挟んだところでは、ある方が大変興味を持っておられるとお聞きしましたから、これもこの学校に関連するのかなと思ったもんですからお聞きしたところですけど、それはないですな。

○議長（信谷俊樹君） 副町長。

○副町長（望月邦彦君） あくまでも町内に居住されたい方の住居が不足しておりますので、賃貸住宅の支援のほうの予算を組んでるところでございます。

○6番（森若 巖君） ありがとうございます。

○議長（信谷俊樹君） 森若議員。

○6番（森若 巖君） それでは、この質問はこれで終わります。

2点目、公共工事の落札率について。

2019年度に町が発注した建築関係の工事が12月末までに12件あり、そのうち2者で入札した物件が6件、2者以上で入札した物件が6件あります。2者だけの場合の落札率は約99.18%です。2者以上の場合は競争の原理が働いたのか落札率は平均で89.6%であります。この約10%の違いをどのように感じるかお伺いしたいと思います。お願いします。

○議長（信谷俊樹君） 副町長。

○副町長（望月邦彦君） 森若議員の質問にお答えします。

町が指名競争入札により建築工事を含めた公共工事を発注するに当たっては、大崎上島町建設工事指名業者等選定要綱に規定する工事の種類、請負対象設計金額の区分により、対象となる町内の全業者を選定して指名しております。指名した業者の入札への参加の有無につきましては、おのおの業者が入札時点における受注工事料、技術者及び作業員の確保可能人数等により判断するものと理解しております。

また、入札時における応札額につきましても、見積もった工事価格と業者努力によるより対応できる額等を勘案し、額を決定し、応札するもので、発注する工事の時期、規模等により業者の状況が異なるものであることから、町が指名競争入札を執行し、その結果として落札率に差が生じたものと理解しております。

○議長（信谷俊樹君） 森若議員。

○6番（森若 巖君） 前口上が大変長かったんで、私が聞いたのは2者と2者以外でやった場合のこの10%の違いについてはどのように感じるかという、そのことだけ聞いたんです。前段階は要りません。そのことだけ教えてください。

○議長（信谷俊樹君） 副町長。

○副町長（望月邦彦君） 先ほども申しましたように、町が指名競争入札を執行し、その結果として落札率に差が生じたものと理解しております。

○議長（信谷俊樹君） 森若議員。

○6番（森若 巖君） それでは、この12件の中に8者に入札案内を出し、3者が入札に応じ、最低制限価格未滿、記載事項不備で失格したのではなくて、落札率100%の工

事がありますが、僕はこれを見たときに大変不思議に感じました。特にこの物件については、予定価格を公表して金額は2,678万円なんです。工事を受注しようと思ったら、公表価格よりは必ず少しでも減で入札すると思います。それがなぜ3者ともこの公表した予定価格で応じたのか不思議でなりません。また、その金額でそのまますんなりと入札を行ったことについても不思議でならない、課長さん、わしは。普通、書類不備とかもろもろがあって入札が100%になっているのは私も理解できます。だが、仕事をとろうと思うて3者が入札に応じて、入札3者とも同じ公表価格で札を入れるか。不思議と思われなかった。普通じゃったらそこで入札をとめるんだが、そういうことは考えなかったか。

○議長（信谷俊樹君） どっちでしょう。課長と呼んでるけど。今、森若議員は課長と言ったけど、副町長でいいですか。

○6番（森若 巖君） 総務企画課長がええ。

○町長（高田幸典君） いやいや、全部私の代理でやっているんですから。副町長の対応、課長の対応は私の代弁をしているということですから。

○6番（森若 巖君） じゃあ、副町長お願いします。

○議長（信谷俊樹君） 副町長。

○副町長（望月邦彦君） 入札に参加される業者の数につきましては、先ほども申しましたようにおのおの業者が入札時点における受注工事料、技術者及び作業員の確保可能人数等により判断されるものと思っております。

また、応札額につきましても、業者のほうが見積もった価格等を勘案し額を決定し、応札するものであり、発注する工事の時期、規模等により業者の状況が異なるものでありますから、競争入札としては成立していると考えております。

○議長（信谷俊樹君） 森若議員。

○6番（森若 巖君） 副町長さん、あんた今そう言われましたけど、普通仕事をする気がなかったら辞退すると。する気があるから入札に応じたんじゃろ、3者とも。その予定価格というものは町で公表しとる。そうすると、仕事をしよう思うたら、仮に私でも予定公表価格より5,000円でも1万円でも切ります、確実に、自分が仕事をとろう思うたら。それがなぜ予定公表価格をした金額でやった入札をあんたらがすんなりと執行したのか、そこのところがわしは知りたいんよ。

○議長（信谷俊樹君） 副町長。

○副町長（望月邦彦君） 森若議員がおっしゃられる予定価格イコール応札額というふう

におっしゃられておりますけれども、私の知ってる限りでは全く同額の100%っていうのはございません。額が大きい事業等で予定価格と落札額の間には差が生じている場合は、パーセントであらわしますと100%というのはあるかもわかりませんが。

○議長（信谷俊樹君） 森若議員。

○6番（森若 巖君） 副町長、そこまであなたが言うんなら全部これを公表しようか、ここで。したら困るじゃろう。入札の案内を出した8者、入札に応じた3者、そしてこの金額、困るじゃろう。いいんか、そういうことを言うて。言うぞ、そしたらわしは。工事名も皆わかっとなで。それわかっとなであなたに質問しよんじゃからな。首かしげることない思うよ。何ならここではっきりみんなの前で発表しようか。それじゃ恥かくじゃろう。ほじゃけん、わしが言うようにどうして入札をしたのか言うとなよ。予定価格を公表してないんじやったらわしも言やあせんよ。予定価格を1万円ですと公表して、極端に言やあ僕と水橋君と上青木さんの3人が1万円ですというて出したもんで入札に応じるか。どこの世界にこげな入札の仕方があるんか。信じれんぞ、おまえ、わしは。何なら工事名を言ようか、はっきり。業者名も言うてもええで、わしは構わんで。とめるか、暫時。

○議長（信谷俊樹君） 暫時休憩いたします。

午後1時48分 休憩

午後1時54分 再開

○議長（信谷俊樹君） 休憩を解いて再開いたします。

森若議員。

○6番（森若 巖君） 今、町の方から大変説明を受けました。いい説明だと思いますが、私の頭では理解できかねます。たまたまということでしょう。こういうことについてたまたまがあるというのは大変私も不思議に思います。じゃから、この件はいつまでやっても堂々めぐりですから、この件はこれで終わります。

3点目……。

○議長（信谷俊樹君） 1回座って。

森若議員。

○6番（森若 巖君） 3点目、次は公共工事の事業費について伺います。

土木工事の事業費については私は素人でありますのでわかりませんが、建築工事については建築関係の仕事に携わっているので少しはわかると思っています。

その中で、なぜ公共工事の事業費が民間の工事費の倍近くの金額になるのかが自分なりにない頭で考えました。1つの答えが、事業費を組む場合、職員の中に資格者がいないとこのことでコンサルタントをお願いしていますが、そのコンサルタントが概算見積もりとはいえ大盤振る舞いのような数字を積み上げ、その金額を担当がチェックすると言っていますが、資格者でないためにわかるはずもなく、その金額をうのみにして事業費と計上し、少し金額がおかしいのではないかと指摘されますと、大崎上島幼稚園の事業費が当初より約44.5%減に、また西野スポーツ広場の伐採事業費も当初より約30%減に、特にこの西野スポーツ広場の伐採事業費は735万円ですが、全額町費との答弁を得ています。指摘されると減になる、こういうことはおかしいんじゃないかな。もう少し気をつけてもらわんと。

それと、この事業についてもろもろの理由をつけて事業は早急な対応が必要との答えをいただいておりますが、今現在工事には着工しておりません。入札は令和元年12月10日です、執行してるのが。そして、このもろもろの理由の中の一つに、近隣の民家に被害を与えることが考えられるとありますが、民家は県道の向かい側ではないかと私は思っています。

それともう一つ、経費についても聞きますが、民間工事の場合には約8%から10%ぐらいであります、公共工事の場合は幾らぐらいの経費がかかっているのか、それも聞きたい、課長に。事業費が1,000万円の民間の工事では80万円から100万円ですが、公共工事の場合は幾らぐらいですか。まず、そこを聞きたい。

○議長（信谷俊樹君） 教育課長。

○教育課長（石田修次君） 森若議員の質問にお答えします。

質問の1点目の大崎上島幼稚園の事業費が当初より約44.5%の減に、西野スポーツ広場の伐採事業費が当初より30%の減との質問ですが、大崎上島幼稚園改修工事については空調設備等の改修等を追加して増額になりますので執行率は73.3%となり、実質予算残率は26.7%となります。西野スポーツ広場の事業費については、樹木伐採単価を森林整備の積算基準により精査したことと低入札率による工事費の減により30%の予算残率となったものです。また、西野スポーツ広場の工事着手はいつするのかとの質問についてですが、2月29日には工事着手しており、3月下旬までには完成予定です。

2点目の近隣の民家に被害を与えることも考えられるとあるが、民家は県道の向かい側ではないかとの質問についてですが、樹木が倒木した場合には向かい側の民家にも影響を

与える可能性がある」と説明したものです。

それから、最後の質問なんですけども、公共工事の場合は共通仮設費と現場管理費、一般管理費という形ので8から10ではなく、多分直接工事費の1.5倍ぐらいにはなると思います。

以上です。

○議長（信谷俊樹君） 森若議員。

○6番（森若 巖君） 工事は近々着工されるということでしたけど、あのとき言われたでしょ。8月に原田区の区長さんが出して、9月の定例議会で予算がついたんだから、そのときにあんたどう言うた。早急に言うたじゃろ。これ早急じゃないじゃろ。もう年度変わったぞ。12月を過ぎたぞ、正月も過ぎた、1月も過ぎた、3月の声を聞いとる。あんたは言うこと全然違うじゃろ。責任持てや、自分の言うた言葉に。早急にさすというんじゃったら早目にあんたが落札した業者の方に、今言うように12月10日に入札済んで執行しとんじゃから、早目に始動するのがおたくの仕事じゃないのか。

○議長（信谷俊樹君） 教育課長。

○教育課長（石田修次君） 早急にすることだったんですけども、業者の災害等の事業の関係で、現在県道部分の伐採はほぼ大体完成して、あとは奥側の記念樹等にこれから取りかかるような形になっております。

以上です。

○議長（信谷俊樹君） 総務企画課長。

○総務企画課長（山本秀樹君） 先ほど教育課長が申し上げたことについて訂正させていただきます。

3点目の経費について、民間の場合は8%から10%ぐらいであるが公共工事の場合は幾らかというご質問でしたが、事業費が約1,000万円の公共工事における諸経費につきましては、土木工事が広島県の公共工事積算基準を用いた試算では約50%、建築工事が国土交通省の公共建築工事共通費積算基準を用いた試算では約33%となっております。

○議長（信谷俊樹君） 森若議員。

○6番（森若 巖君） 今、総務企画課長が33%というお答えをもらったんですけど、大崎幼稚園の場合に私が計算しますと経費は38%でした。間違いはありません、資料をもらおうとんですけえ。余り数字のことは言わんほうがええと思って。

それと課長、聞くんじゃけど、西野スポーツ広場の立木が倒れたら県道を挟んで向かい側の民家に行くと言われましたけど、倒れる可能性があると思いますか。

○議長（信谷俊樹君） 教育課長。

○教育課長（石田修次君） 例えば、台風とか強風波浪のときに飛んでいくことが可能性があるという形で影響があると説明したということです。

以上です。

○議長（信谷俊樹君） 森若議員。

○6番（森若 巖君） 県道の見通しが悪いということは私も理解はできます。あの樹木は台風で倒れる可能性は100%とは言いませんけど、さらさらありません。どなたが考えてもわかると思います。風速何ぼ吹いたら倒れる。そう要らんことに使わんほうがええ。わしから言うとか。

それと……。

○議長（信谷俊樹君） 森若議員。

○6番（森若 巖君） 濟いません。第1問のほうでお聞きしたんですけど、このたび計画されておりますこれも公共事業費のうちの一つに入ると思うんですけど、賃貸住宅の建設補助事業として一応6,000万円は組んでおりますと。この25平米の住居に対して1戸当たり300万円を補助するんですけど、25平米で事業費はまずどれぐらいかかると思いますか。

○議長（信谷俊樹君） 建設課長。

○建設課長（藤原通伸君） 森若議員の質問にお答えいたします。

賃貸住宅の補助金制度ですけれども、今年度から新設されたということで、来年度から実施したいと考えているものです。25平米だと申されましたけれども、補助金の要項では25平米以上の建物に対してということで、面積については25平米以上ということで考えておりますので、その25平米の試算はしておりません。

○議長（信谷俊樹君） 森若議員。

○6番（森若 巖君） 25平米の単価はしてないと言われましたけど、ほいじゃあ25平米でしたら幾らぐらいの事業費がかかると思いますか、再度お聞きします。

○議長（信谷俊樹君） 建設課長。

○建設課長（藤原通伸君） 試算してるのは35平米のもの、1DK、そのもので試算をしております。そのもので1,200万円から1,400万円の見積もりというか設計の

金額になっておりますので、仮に25平米に圧縮しますと1,000万円程度、やはりかかるのではないかと推測されます。

○議長（信谷俊樹君） 森若議員。

○6番（森若 巖君） ありがとうございます。

それと、ある地区の区長さんに頼まれまして、簡単な見積書をこさえてもらえませんかと言われましたので作成しました。それを持ってその区長さんは担当課長と話し合いを持ったようですが、課長が私がこさえた見積書を参考にして島内の業者の方に見積書を作成させていただくとのお断りをいただき、その区長が島内業者が見積もった金額を見て、驚いて私に連絡してきました。どのくらいの差があるか課長、わかりますか、総務企画課長。

○議長（信谷俊樹君） ちょっと待ってください。どこのことでどういうふうに聞いたのか。一般質問のどこにあるのか、ちょっと。

○6番（森若 巖君） これは再質問だよ。公共工事の事業費についてだから、これについて言うように、この公共工事でないのか。

○議長（信谷俊樹君） はいはい、わかりました。公共工事ということについての中の話ですけえ、そこをよう踏まえて言うてください。

総務企画課長。

○総務企画課長（山本秀樹君） 森若議員がおっしゃっている案件については、長島集会所の件だと思います。

区長のほうから、今年度長島集会所の改修工事が終了しまして検査を行いました。そのときに、言い方は悪いですが板がゆがんでいるということで、何とかならないかという相談があり、今年度の工事についてはもう既に予算もなく、そのときに見積もりをいただいちゃって残でできる範囲であれば、その事業費の中で予算があれば執行して。ないので、それでできないのであればまた次年度以降ということをお話した覚えがございます。

それで、今おっしゃった見積書については確かにいただきました。それはあくまでも参考ということでもいただきまして、向こうの業者のやつもあくまでも参考見積もりということでもいただいておりますので、それを参考にしながら次年度に予算化をするか検討してまいります。

○議長（信谷俊樹君） 森若議員。

○6番（森若 巖君） 今、課長が参考にすると言われましたけど、あれが黙っとったら仮に私が頼まれた簡単な見積書をこさえてなかったら、この島内の業者が出した見積書を

そのまますんなりと事業費として上げてくるわな。参考にするもんがないんだから。わしが出したけん初めて参考になったんじゃろ。今言うように、自分が簡単にこさえた積算書とその島内の業者がこさえた積算書が何倍ぐらい差があったか、2倍か、2倍半か。

○議長（信谷俊樹君） 総務企画課長。

○総務企画課長（山本秀樹君） まだ予算化をする前の金額ですので正確な金額は申し上げられませんけども、直工で約倍。ただ、全く同じ入札等をするときには設計書自体がつくれますので、価格を出すのは同じ品質のものが出てくるとは思いますけども、あくまでも参考の見積書のため、つくるものが違うことも鑑みますけども、金額的には倍半分というものが。

○6番（森若 巖君） 何。

○総務企画課長（山本秀樹君） 倍半分。

○議長（信谷俊樹君） 森若議員。

○6番（森若 巖君） 今、課長から言われましたように、民間の自分たちがこさえる積算書と業者のと参考と言われましたけど、約倍半分なんです、建築の場合は。そうすると、今まで町が発注した建築工事の場合についても、ほとんどそれに近い率だと思います。もう少し役場の職員の中に専門職の方を雇うとかなんとかして、建築の場合の事業費というものを抑制してもらわんと、そのうち町そのものがパンクすると思います。

質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（信谷俊樹君） これで森若 巖議員の質問を終わります。

これで一般質問を終わります。

○議長（信谷俊樹君） 日程第2、議案第3号人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを議題といたします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（高田幸典君） 議案第3号人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて提案説明を申し上げます。

本案は、小松恵子氏を人権擁護委員の候補者として法務大臣に対し推薦したいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求めるものであります。

小松氏は、令和2年6月30日で現任期が満了となりますが、人格識見が高く、平素より社会の実情に通じ、人権擁護について深い理解があり、中立かつ公正な立場を堅持し、

社会奉仕の精神を持って地域社会に密着した人権擁護活動をされておりますので、引き続き候補者として推薦するものでございます。慎重審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（信谷俊樹君） これで提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」〕

○議長（信谷俊樹君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」〕

○議長（信谷俊樹君） 討論なしと認めます。

これで討論を終結します。

これより議案第3号人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを採決いたします。

お諮りします。

本案は小松恵子氏を適任とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」〕

○議長（信谷俊樹君） 異議なしと認めます。したがって、議案第3号人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについては小松恵子氏を適任とすることに決定いたしました。

○議長（信谷俊樹君） 日程第3、議案第4号地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例についてを議題といたします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（高田幸典君） 議案第4号地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例について提案説明を申し上げます。

本案は、令和2年4月1日に特別職非常勤職員及び臨時的任用職員の厳格化を行い、会計年度任用職員制度への円滑な移行を図ることを目的に地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律が施行されることに伴い、本町においても令和元年12月定例会におい

て大崎上島町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例を制定したところですが、今回の法改正で一部改正が必要となる本町の既存条例が多数あることから、当該既存条例の改正を一括して整理するものでございます。

詳細については、総務企画課長より説明を申し上げます。慎重審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（信谷俊樹君） 総務企画課長。

○総務企画課長（山本秀樹君） 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例、以下、整備条例と申します。整備条例について説明を申し上げます。

本案は、令和2年度からの会計年度任用職員制度への移行に伴い、一部改正が必要な既存条例について整備条例において取りまとめを行い、整備するものです。

まず、改正する条例の数でございますが、整備条例第1条大崎上島町職員定数条例の一部改正から第10条大崎上島町水道事業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正まで10の条例につきまして、関係条例の整備に関する条例として一括して上程しています。

次に、改正の内容でございますが、整備条例第1条大崎上島町職員定数条例の一部改正では、条例定数の適用除外となる臨時的任用職員の範囲を臨時の職に関する場合における臨時的任用職員に限定する規定に改め、整備条例第2条大崎上島町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正では、改正後の地方公務員法第58条の2第1項において、フルタイムの会計年度任用職員について人事行政の運営等の状況の公表の対象となることに伴う改正を行い、整備条例第3条公益的法人等への大崎上島町職員の派遣等に関する条例の一部改正及び整備条例第6条外国の地方公共団体の機関等に派遣される大崎上島町職員の処遇等に関する条例の一部改正では、地方自治法に規定する引用条項の改正に伴う所要の改正を行っております。

整備条例第4条大崎上島町職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部改正では、会計年度任用職員の任期が1会計年度限りとされていることに伴い休職の期間について所要の改正を行い、整備条例第5条大崎上島町職員の懲戒の手続及び効果に関する条例の一部改正では、会計年度任用職員に対する減給の効果の適用について、パートタイムの会計年度任用職員には給与ではなく報酬を支給することに伴い所要の改正を行い、整備条例第7条大崎上島町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正では、再任用、短時

間勤務職員及び任期付短時間勤務職員を除いた非常勤職員は会計年度任用職員のみとなるため、非常勤職員を会計年度任用職員に改める等の所要の改正を行っております。

整備条例第8条大崎上島町職員の育児休業等に関する条例の一部改正では、育児休業法第2条第1項の条例で定める場合についてを定め、育児休業をしている職員の期末手当及び勤勉手当の支給及び育児休業した職員の職務復帰後における号給の調整の規定から会計年度任用職員を除くことを明示する改正等を行い、整備条例第9条大崎上島町職員の旅費に関する条例の一部改正では、職員の範囲にパートタイムの会計年度任用職員は含まれないことを明示する改正を行い、整備条例第10条大崎上島町水道事業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正では、会計年度任用職員として任用される企業職員の給与の種類及び基準に関する事項を定める改正を行っております。

以上でございます。

○議長（信谷俊樹君） これで提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」〕

○議長（信谷俊樹君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」〕

○議長（信谷俊樹君） 討論なしと認めます。

これで討論を終結します。

これより議案第4号地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例についてを採決いたします。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」〕

○議長（信谷俊樹君） 異議なしと認めます。したがって、議案第4号は原案のとおり決定されました。

暫時休憩を行います。

2時30分から再開いたします。よろしく申し上げます。

午後2時21分 休憩

午後2時30分 再開

○議長（信谷俊樹君） 休憩を解いて会議を再開いたします。

○議長（信谷俊樹君） 日程第4、議案第5号大崎上島町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（高田幸典君） 議案第5号大崎上島町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について提案説明を申し上げます。

本案は、令和元年12月25日付で大崎上島町特別職報酬等審議会会長から提出された答申に基づき、議会議員の報酬及び期末手当の額を改定するものでございます。

内容といたしましては、議長報酬月額を31万3,000円に、副議長報酬月額を25万9,000円に、常任委員会及び議会運営委員会委員長の報酬月額を24万5,000円に、議員報酬月額を24万円とそれぞれ定めるとともに、期末手当支給月数を2.8月と定めるもので、期末手当については令和2年4月1日から、議員報酬については令和3年4月1日から適用することといたしております。

以上でございます。慎重審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（信谷俊樹君） これで提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」〕

○議長（信谷俊樹君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」〕

○議長（信谷俊樹君） 討論なしと認めます。

これで討論を終結します。

これより議案第5号大崎上島町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一

部を改正する条例についてを採決いたします。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」〕

○議長（信谷俊樹君） 異議なしと認めます。したがって、議案第5号は原案のとおり決定されました。

○議長（信谷俊樹君） 日程第5、議案第6号大崎上島町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（高田幸典君） 議案第6号大崎上島町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について提案説明を申し上げます。

本案は、大崎上島町特別職の職員で非常勤のものの報酬額等について改正を行うとともに、令和2年度から会計年度任用職員制度を導入することに伴い移行する職種について整理するものでございます。

主な内容は、本条例別表に教育委員会委員を追加し、月額報酬から年額報酬に、選挙管理委員会委員長、委員及び監査委員を日額報酬から年額報酬に変更するとともに、増額改定を学校医、学校薬剤師、町医の年額報酬及び日額報酬委員等の報酬額を増額改定することといたしております。

詳細については、総務企画課長より説明申し上げます。慎重審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（信谷俊樹君） 総務企画課長。

○総務企画課長（山本秀樹君） 大崎上島町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について説明を申し上げます。

まず、非常勤、特別職報酬の改定ですが、大崎上島町教育委員会委員の報酬及び費用弁償条例で規定されている教育委員会委員を本条例に追加し、報酬月額2万7,000円を年額36万円に、選挙管理委員会委員長の報酬日額7,700円を年額11万4,000円に、同委員会委員の報酬日額6,500円を年額10万2,000円に、識見者選任監査委員の報酬日額1万2,000円を年額38万4,000円に、町議会議員選任監査委員の報酬日額9,000円を年額28万8,000円に、固定資産評価審査委員会委員及

びその他の委員等の報酬日額5,900円を6,000円に改めることとしております。

また、会計年度任用職員制度への移行に伴い、語学指導助手、母子自立支援員、生活相談員、診療報酬明細書点検業務嘱託員、介護保険認定調査員、介護支援専門員、生活支援コーディネーター、認知症地域支援推進員、船長、機関長、甲板員、機関員、安芸西野簡易郵便局事務取扱者、集落支援員、地域おこし協力隊、その他事務嘱託員につきまして、本条例から削ることとしております。

以上です。

○議長（信谷俊樹君） これで提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」〕

○議長（信谷俊樹君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」〕

○議長（信谷俊樹君） 討論なしと認めます。

これで討論を終結します。

これより議案第6号大崎上島町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」〕

○議長（信谷俊樹君） 異議なしと認めます。したがって、議案第6号は原案のとおり決定されました。

○議長（信谷俊樹君） 日程第6、議案第7号大崎上島町教育委員会委員の報酬及び費用弁償条例を廃止する条例についてを議題といたします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（高田幸典君） 議案第7号大崎上島町教育委員会委員の報酬及び費用弁償条例を

廃止する条例について提案説明を申し上げます。

本案は、大崎上島町教育委員会委員の報酬及び費用弁償に関し必要な事項を定めている本条例について、教育委員会委員の報酬を大崎上島町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償等に関する条例に規定することにより、不要となることから廃止するものでございます。

以上でございます。慎重審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（信谷俊樹君） これで提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」〕

○議長（信谷俊樹君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」〕

○議長（信谷俊樹君） 討論なしと認めます。

これで討論を終結します。

これより議案第7号大崎上島町教育委員会委員の報酬及び費用弁償条例を廃止する条例についてを採決いたします。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」〕

○議長（信谷俊樹君） 異議なしと認めます。したがって、議案第7号は原案のとおり決定されました。

○議長（信谷俊樹君） 日程第7、議案第8号大崎上島町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（高田幸典君） 議案第8号大崎上島町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について提案説明を申し上げます。

本案は、令和元年12月25日付で大崎上島町特別職報酬等審議会会長から提出された答申に基づき、町長、副町長及び教育長の期末手当の額を改定するものでございます。

内容といたしましては、町長、副町長及び教育長の期末手当の支給月数を3.0月と定めるもので、令和2年4月1日から適用することとしております。

以上でございます。慎重審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（信谷俊樹君） これで提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」〕

○議長（信谷俊樹君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」〕

○議長（信谷俊樹君） 討論なしと認めます。

これで討論を終結します。

これより議案第8号大崎上島町特別職の職員で常勤のものとの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」〕

○議長（信谷俊樹君） 異議なしと認めます。したがって、議案第8号は原案のとおり決定されました。

○議長（信谷俊樹君） 日程第8、議案第9号大崎上島町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（高田幸典君） 議案第9号大崎上島町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について提案説明を申し上げます。

本案は、令和2年度から会計年度任用職員制度導入に伴い所要の改正を行うとともに、

平成26年度人事院勧告に伴い実施した給与の引き下げに伴う経過措置の期間を再延長すべく改正するものでございます。

内容といたしましては、非常勤職員等の給与に関する事項の規定を会計年度任用職員の給与に関する事項の規定に改めるとともに、大崎上島町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例附則第3項で規定する給料の切換えに伴う経過措置として、現給保障期間の末日を令和2年3月31日から令和3年3月31日までの1年間再延長するものでございます。

以上でございます。慎重審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（信谷俊樹君） これで提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」〕

○議長（信谷俊樹君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」〕

○議長（信谷俊樹君） 討論なしと認めます。

これで討論を終結します。

これより議案第9号大崎上島町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」〕

○議長（信谷俊樹君） 異議なしと認めます。したがって、議案第9号は原案のとおり決定されました。

○議長（信谷俊樹君） 日程第9、議案第10号大崎上島町消防団員の定員、任免、服務等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（高田幸典君） 議案第10号大崎上島町消防団員の定員、任免、服務等に関する条例の一部を改正する条例について提案説明を申し上げます。

本案は、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の公布により、地方公務員法第16条で規定する欠格条項が改正されたことに伴い所要の改正を行うものでございます。

改正内容は、消防団員となることができないものを規定する欠格条項から成年被後見人及び被保佐人を削るとともに、あわせて字句訂正を行うものでございます。

以上でございます。慎重審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（信谷俊樹君） これで提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

閑田議員。

○3番（閑田大祐君） 免職が懲戒免職に変わることによってどういった違いが生じますか。

○議長（信谷俊樹君） 総務企画課長。

○総務企画課長（山本秀樹君） 閑田議員のご質問にお答えします。

免職には諭旨免職等がございますが、懲戒免職と規定されますので、一番厳しい処分をされたことによりまして消防団員となることができなくなるということでございます。

○議長（信谷俊樹君） 閑田議員。

○3番（閑田大祐君） これは結局公務員の話ですよね。民間企業は全く関係ないですよね。

○議長（信谷俊樹君） 総務企画課長。

○総務企画課長（山本秀樹君） そのとおりでございます。あくまでも地方公務員法第16条の規定に基づくもので、地方公務員法は既に懲戒免職としてなつとる関係で、本条例もそれに伴って改正するものでございます。

○議長（信谷俊樹君） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」〕

○議長（信谷俊樹君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」〕

○議長（信谷俊樹君） 討論なしと認めます。

これで討論を終結します。

これより議案第10号大崎上島町消防団員の定員、任免、服務等に関する条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」〕

○議長（信谷俊樹君） 異議なしと認めます。したがって、議案第10号は原案のとおり決定されました。

○議長（信谷俊樹君） 日程第10、議案第11号大崎上島町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（高田幸典君） 議案第11号大崎上島町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例について提案説明を申し上げます。

本案は、令和元年6月14日公布の成年被後見人等の権利の制限に関する措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行により、成年被後見人に係る欠格条項等が見直されたことに伴い、成年被後見人も一定の条件のもと印鑑の登録を受けることができることとするため改正をするものでございます。

詳細については、担当課長より説明を申し上げます。慎重審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（信谷俊樹君） 住民課長。

○住民課長（石本五十鈴君） 大崎上島町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例について詳細を申し上げます。

成年被後見人の人権が尊重され、不当な差別が行われないことを目的に、欠格条項、その他の権利の制限に係る措置の適正化を図る成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律が施行されたことに伴い、印鑑登録証明事務処理要領の一部が改正されたことから、本条例の一部改正を行うものです。

改正の概要は、これまで印鑑登録の資格がなかった成年被後見人について、本改正により法定代理人が同行し、かつ成年被後見人本人から印鑑登録の申請があるときは、その成年被後見人は意思能力を有するものとして印鑑の登録を受けることができることとするものです。

以上です。

○議長（信谷俊樹君） これで提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」〕

○議長（信谷俊樹君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」〕

○議長（信谷俊樹君） 討論なしと認めます。

これで討論を終結します。

これより議案第11号大崎上島町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」〕

○議長（信谷俊樹君） 異議なしと認めます。したがって、議案第11号は原案のとおり決定されました。

○議長（信谷俊樹君） 日程第11、議案第12号大崎上島町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（高田幸典君） 議案第12号大崎上島町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について提案説明を申し上げます。

本案は、持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する

法律が平成30年4月1日に施行され、国民健康保険は平成30年度から都道府県が保険者に加わり、財政運営の責任主体となり、同一の所得水準、世帯構成であれば県内どこに住んでも同一の保険税となるよう6年間の激変緩和措置期間を設けて将来的に統一の保険税率を目指しているため、令和2年度においても税率の改正を行うものです。

詳細については、担当課長より説明を申し上げます。慎重審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（信谷俊樹君） 住民課長。

○住民課長（石本五十鈴君） 大崎上島町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の詳細についてご説明申し上げます。

平成30年度からの国民健康保険において、県は安定的な財政運営や効率的な事業の確保等の国保運営に中心的な役割を担い、市町村は引き続き資格管理、保険給付、保険税の決定、保健事業等の地域におけるきめ細かい事業を担っております。

平成30年度からの県単位化においては、県に設置する国保特別会計と市町に設置する国保特別会計の2階建て構造となり、県内市町が支え合う仕組みとなり、県は国から示された算定方法により県全体の保険給付費の推計額から公費を除いた保険税の収納必要額にその他の費用を加算及び減算して調整した後、各市町の所得水準並びに被保険者数及び世帯数により案分した市町ごとに集めるべき保険税額と標準的な保険税率を決定しています。将来的に統一保険料を目指していますが、急な負担増とならないよう国から交付される公費等を活用し、6年間かけて徐々に緩やかな伸び率となるよう平成30年度から令和5年度までの激変緩和期間が設けられており、令和2年度は3年目となります。

このたび県から決定されました集めるべき保険税額をもとに標準的な税率を参考に国の資産システムで算定した結果、税率の引き上げが必要となり、改正を行うものです。

改正内容といたしましては、医療保険分の所得割を0.9%上げ6.9%に、資産割を6.7%下げ16.6%に、均等割を1,500円上げ2万5,500円に、平等割を900円上げ1万7,400円に、後期高齢者支援分の所得割を0.2%上げ2.4%に、資産割を2.6%下げ5.8%に、均等割を200円上げ8,800円に、平等割の6,000円は据え置き、介護保険分の所得割を0.8%上げ2.0%に、資産割を0.8%上げ7.7%に、均等割を3,300円上げ9,700円に、平等割を1,700円上げ4,900円とするものです。

なお、1人当たりの保険税並びに1世帯当たりの平均引き上げ率は8.65%となりま

すが、これは激緩和措置を反映した保険税の収納必要額を被保険者数及び世帯数で割ったもので、被保険者個々の保険税が同様に増加するものではないです。

以上です。

○議長（信谷俊樹君） これで提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」〕

○議長（信谷俊樹君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」〕

○議長（信谷俊樹君） 討論なしと認めます。

これで討論を終結します。

これより議案第12号大崎上島町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」〕

○議長（信谷俊樹君） 異議なしと認めます。したがって、議案第12号は原案のとおり決定されました。

○議長（信谷俊樹君） 日程第12、議案第13号大崎上島町水道事業給水条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（高田幸典君） 議案第13号大崎上島町水道事業給水条例の一部を改正する条例について提案説明を申し上げます。

本案は、令和元年10月1日に水道法の一部を改正する法律が施行されたことに伴い、令和2年度より指定給水装置工事事業者の更新制を導入することについて所要の改正を行うものでございます。

主な改正内容は、第9条に指定給水装置工事事業者は5年ごとに指定の更新を受けなければ、その期間の経過によって効力を失う旨の規定を、第18条第1項に給水装置工事事業者指定更新手数料1件につき1万円とする規定をそれぞれ加えるものでございます。

以上でございます。慎重審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（信谷俊樹君） これで提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」〕

○議長（信谷俊樹君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」〕

○議長（信谷俊樹君） 討論なしと認めます。

これで討論を終結します。

これより議案第13号大崎上島町水道事業給水条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」〕

○議長（信谷俊樹君） 異議なしと認めます。したがって、議案第13号は原案のとおり決定されました。

○議長（信谷俊樹君） 日程第13、議案第14号大崎上島町ビーチバレーボールコート条例を廃止する条例についてを議題といたします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（高田幸典君） 議案第14号大崎上島町ビーチバレーボールコート条例を廃止する条例について提案説明を申し上げます。

本案は、平成18年に大崎上島町大串3030番地に設置のビーチバレーボールコートについて、ここ数年利用されておらず今後の利用も見込めないことから、維持管理等を考

慮して廃止するものでございます。

以上でございます。慎重審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（信谷俊樹君） これで提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

森若議員。

○6番（森若 巖君） この条例を廃止することは構いませんけど、この廃止した後のビーチボールの跡地はどのように管理されますかな。そのことだけ教えてもらえませんか。

○議長（信谷俊樹君） 町長。

○町長（高田幸典君） 周辺の全体を勘案して、今後どういうふうにご利用するのかということを決めてまいりたいと思っております。

○6番（森若 巖君） いいです。

○議長（信谷俊樹君） ほかにございませんか。

〔「なし」〕

○議長（信谷俊樹君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」〕

○議長（信谷俊樹君） 討論なしと認めます。

これで討論を終結します。

これより議案第14号大崎上島町ビーチバレーボールコート条例を廃止する条例についてを採決いたします。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」〕

○議長（信谷俊樹君） 異議なしと認めます。したがって、議案第14号は原案のとおり決定されました。

○議長（信谷俊樹君） 日程第14、議案第15号大崎上島町社会体育施設設置条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（高田幸典君） 議案第15号大崎上島町社会体育施設設置条例の一部改正について提案説明を申し上げます。

本案は、施設の老朽化により利用の見込めない沖浦屋内運動場の用途廃止を行うべく条例の一部を改正するものでございます。

改正の内容は、第2条の施設及び位置、第6条で定める別表から沖浦屋内運動場を削除するものでございます。

以上でございます。慎重審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（信谷俊樹君） これで提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

越田議員。

○2番（越田賢一君） この沖浦屋内運動場、これは老朽化が進み、修理にも多大なお金がかかるといことで今回廃止ということですが、以前からここは周辺の防災の避難所の指定となっていたはずなんです、その辺はどうするんですか、今後。

○議長（信谷俊樹君） 副町長。

○副町長（望月邦彦君） 越田議員のご質問にお答えさせていただきます。

この沖浦屋内運動場につきましては、平成30年度の町の地域防災計画の改定時に耐震性が見込めないということで、計画の中からは避難所として削除しております。

以上です。

○議長（信谷俊樹君） 越田議員。

○2番（越田賢一君） では、そのかわりとなる施設はどこを考えています。

○議長（信谷俊樹君） 副町長。

○副町長（望月邦彦君） 沖浦屋内運動場につきましては、老朽化をしておりましたので、近隣の大崎荘または今回AUSTさんが取得された魚実さんをたちまちの避難所とさせていただきます、大規模な災害におきましてはもう少し大きなところへ移動していただくような計画であります。

○議長（信谷俊樹君） 渡辺議員。

○9番（渡辺年範君） あとの建物をどうされるんですか、まだ決まってないですか。

○議長（信谷俊樹君） 副町長。

○副町長（望月邦彦君） 沖浦屋内運動場また旧木江中の校舎も含めまして、今後活用計画のほうを検討してまいりたいと思っております。

○議長（信谷俊樹君） ほかに質疑はございませんか。

閑田議員。

○3番（閑田大祐君） グラウンドのほうはまだ使用を継続してまいりますよね。隣接しているということで、老朽化に伴ってとりあえずそんな目に見えたものはないと思うんですけども、周辺に近づくことによる危険性等に対応はできるんでしょうか。

○議長（信谷俊樹君） 教育課長。

○教育課長（石田修次君） 屋内運動場については使用できないように施錠していこうと思います。グラウンドについては継続して使用できるようにします。

以上です。

○議長（信谷俊樹君） 閑田議員。

○3番（閑田大祐君） 最近は余り聞きませんが、例えばコールドジョイント等によりまして、軒の部分が鉄筋の膨張でコンクリートが剥離して落下するとか、そういった事故等に対する対応等も出てくる可能性もあると思うんです。グラウンドで野球が主ですかね、使用されている方が、例えば屋内運動場の壁にもたれてから休憩をとるようなところでそういった危険性はないのかという質問です。

○議長（信谷俊樹君） 教育課長。

○教育課長（石田修次君） 今後、見回り等々をしながら維持管理をして、危険な場合は予算化して修繕等をやっていきたいと思います。

以上です。

○議長（信谷俊樹君） 閑田議員。

○3番（閑田大祐君） 今、教育課長が答弁されたんですけども、これを用途廃止した後、所管はどこになるんでしょうか。

○議長（信谷俊樹君） 総務企画課長。

○総務企画課長（山本秀樹君） 現在、条例にありますように教育財産でございます。条例廃止をされますと普通財産でございますけども、普通財産、所管がえを行えばその所管先に、そのまま普通財産でも原課が持つことは可能なので、その辺はまだどうするかというのは検討してまいります。

○議長（信谷俊樹君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」〕

○議長（信谷俊樹君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」〕

○議長（信谷俊樹君） 討論なしと認めます。

これで討論を終結します。

これより議案第15号大崎上島町社会体育施設設置条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」〕

○議長（信谷俊樹君） 異議なしと認めます。したがって、議案第15号は原案のとおり決定されました。

○議長（信谷俊樹君） 日程第15、議案第16号大崎上島町過疎地域自立促進計画の一部を変更することについてを議題といたします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（高田幸典君） 議案第16号大崎上島町過疎地域自立促進計画の一部を変更することについて提案説明を申し上げます。

本案は、本町の過疎地域自立促進に係る計画を変更したいので、過疎地域自立促進特別措置法第6条第7項において準用する同条第1項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

主な変更内容といたしましては、事業の実施に要する財源として過疎債を有効に活用するため、計画に6事業を追加し、2事業について修正を行うものでございます。

詳細については、担当課長より説明を申し上げます。慎重審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（信谷俊樹君） 総務企画課長。

○総務企画課長（山本秀樹君） 大崎上島町過疎地域自立促進計画の一部変更により追加計上しております事業等について説明を申し上げます。

平成28年3月に策定の過疎地域自立促進計画にハード事業5事業、ソフト事業1事業を追加し、ハード事業2事業を修正いたしまして、計画を変更するものでございます。

追加事業といたしましては、産業の振興、観光またはレクリエーションに事業内容として観光施設整備事業を、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進に高齢者福祉施設と障害者福祉施設を、高齢者福祉施設の事業内容として老人福祉センター改修事業と社会福祉施設整備を、障害者福祉施設の事業内容として障害者福祉施設整備事業を、教育の振興、集会施設、体育施設の集会施設に事業内容として町内施設遊具更新事業と社会体育施設整備事業を加え、修正事業につきましては、教育の振興、学校教育関連施設の事業内容、教員住宅改修事業を教員住宅整備事業に、集落の整備の大串定住促進住宅整備事業を定住促進住宅整備事業に改めることとし、計上しております。

追加及び修正の事業につきましては、過疎債を有効活用することとし、いずれも過疎地域の振興に資する事業であること、適債性について検討いたし、計上しております。

なお、計画の変更に係る広島県との協議につきましては、令和2年2月14日付で異議のない旨の回答を得ております。

以上です。

○議長（信谷俊樹君） これで提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

越田議員。

○2番（越田賢一君） 目標となる計画を立てていくというのは非常に大切なことで、1点だけ教えてください。

社会体育施設整備事業、これはどんなことを考えております。

○議長（信谷俊樹君） 総務企画課長。

○総務企画課長（山本秀樹君） 越田議員の質問にお答えします。

社会体育施設整備事業のハードの事業につきましては、現段階で東野スポーツ広場、テニスコートのところです。それと、プールなどの改修整備を想定しております。

○2番（越田賢一君） わかりました。

○議長（信谷俊樹君） ほかに質疑はありませんか。

尾尻議員。

○1番（尾尻康二君） 済いません。1つほいじゃあ。

大串区の定住促進事業、これを定住促進事業に変えとるということですが、これは今期で予定するんですか、どっかで。

○議長（信谷俊樹君） 総務企画課長。

○総務企画課長（山本秀樹君） 尾尻議員の質問にお答えします。

現過疎計画につきましては、大串定住促進ということで大串が限定となっております。大串を外して定住促進住宅というくりにすることで、今後の定住促進住宅の整備に關しまして計画を変更することなく過疎計画にのっとり整備をしていくために本計画を変更するものでございます。

○議長（信谷俊樹君） 尾尻議員。

○1番（尾尻康二君） 今期の予定はないということですか、ほいじゃあ。どっかの定住住宅は。

○議長（信谷俊樹君） 総務企画課長。

○総務企画課長（山本秀樹君） 今期と言われますのは……。

○1番（尾尻康二君） 来期です。

○総務企画課長（山本秀樹君） 令和2年のことですか。令和2年度は定住促進住宅の整備事業を計上させていただいております。

○1番（尾尻康二君） わかりました。済いません。

○議長（信谷俊樹君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」〕

○議長（信谷俊樹君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」〕

○議長（信谷俊樹君） 討論なしと認めます。

これで討論を終結します。

これより議案第16号大崎上島町過疎地域自立促進計画の一部を変更することについてを採決いたします。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」〕

○議長（信谷俊樹君） 異議なしと認めます。したがって、議案第16号は原案のとおり決定されました。

○議長（信谷俊樹君） 日程第16、議案第17号公の施設の指定管理者の指定についてを議題といたします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（高田幸典君） 議案第17号公の施設の指定管理者の指定について提案説明を申し上げます。

本案は、大崎上島町公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例第3条の規定により、指定管理者を指定することについて議会の議決を求めるものでございます。

対象となる公の施設は、大崎上島町中野4947番地7に設置しております大崎上島町産業振興施設であり、効果的かつ効率的に管理運営が行われると認められる大崎内浦漁業協同組合を指定管理者とすることといたしております。

指定の期間は、令和2年4月1日から令和6年3月31日までといたしております。

以上でございます。慎重審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（信谷俊樹君） これで提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」〕

○議長（信谷俊樹君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」〕

○議長（信谷俊樹君） 討論なしと認めます。

これで討論を終結します。

これより議案第17号公の施設の指定管理者の指定についてを採決いたします。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」〕

○議長（信谷俊樹君） 異議なしと認めます。したがって、議案第17号は原案のとおり決定されました。

以上で本日の日程は全て終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

13日も9時から開会いたします。よろしくお願いいたします。

午後3時13分 散会